

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月4日(水) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第7号	飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第8号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第9号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
第5	議案 第10号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第11号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第12号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第13号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第14号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第15号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第11	議案 第16号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第17号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第18号	飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
第14	議案 第19号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第20号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月4日(水) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第21号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第22号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第23号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第24号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第25号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第26号	財産の無償譲渡について(宮川町種蔵地内)
第22	議案 第27号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第28号	市道路線の廃止について
第24	議案 第29号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第30号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第26	議案 第31号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第27	議案 第32号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第28	議案 第33号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第29	議案 第34号	令和8年度飛騨市一般会計予算
第30	議案 第35号	令和8年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

令和8年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和8年3月4日(水) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第36号	令和8年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第32	議案 第37号	令和8年度飛驒市介護保険特別会計予算
第33	議案 第38号	令和8年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第34	議案 第39号	令和8年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第35	議案 第40号	令和8年度飛驒市給食費特別会計予算
第36	議案 第41号	令和8年度飛驒市水道事業会計予算
第37	議案 第42号	令和8年度飛驒市下水道事業会計予算
第38	議案 第43号	令和8年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第39		一般質問

○出席議員（12名）

2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	水	上	雅	廣
6番	上	吹	豊	孝
7番	森			要
8番	井	端	浩	二
9番	澤		史	朗
10番	住	田	清	美
11番	前	川	文	博
12番	野	村	勝	憲
13番	籠	山	恵	子
14番	高	原	邦	

○欠席議員（1名）

1番	佐	藤	克	成
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	二
神岡振興事務所長	洞	口	廣	郎
河合振興事務所長	三	井	大	樹
建築企画監	田	中	義	之
財政課長	土	田	治	輔

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正	明	
	島	中	み	な	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の欠席議員は、佐藤議員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、12番、野村議員、13番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第7号 飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
から

日程第38 議案第43号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第39 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第7号、飛騨市公契約条例の一部を改正する条例についてから、日程第38、議案第43号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの37案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。37案件の質疑と併せてこれより日程第39、一般質問を行います。

一般質問について皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことに御注意ください。また、議会の品位を重んじて、不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して、通告に沿って発言して、それではこれより順次発言を許可いたします。最初に、4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

皆さんおはようございます。トップバッターということで、何か枕詞をと思いましたが何も思いつきませんから、早速質問をさせていただきたいと思います。

大きく4つほどありますけれども、まず新年度予算についてお尋ねをしたいと思います。一般会計総額が188億9,000万円と新年度予算が示されております。物価上昇や人件費の高騰が常態化し、先行き不透明な状況が続く中での編成作業ということで、例年以上に厳しい検討がなされたのではないかとこのように推察をいたします。消費税減税の議論もこれから国のほうで始まりまされども、消費税については言うまでもありませんけれども、自治体の社会保障財源として、あるいは地方交付税の財源分として消費税の4割弱が地方の財源となっています。これをです消費税を減税するっていうのは、代替財源がなければ社会保障のサービスの一部、これを自助や共助で支えなさいよということにもなりかねない。そういうようなことも含めて、来年度以降こ

うした不安定な要素も見据えながらの作業だったのかなというふうに思います。そうした中で2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1つ目には、持続可能な財政構造の構築についてということで、予算編成の総括として、物価・賃金上昇を前提とした持続可能な財政構造の構築ということで、管理経費の抑制、これは施設の集約化、運営手法の見直しというようなことが記されておりますし、それから人件費の抑制、これには事業の統合やスリム化、効率化というようなことをするんだというふうな記述があります。これは具体的にどういったような検討がなされて、それぞれどのように予算のほうには反映されているのかお伺いをいたしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、基金管理の徹底についてということで、これも同じく総括の中にうたわれております。金利上昇リスクを見据え、公債費・基金管理を徹底するという一方で、財政調整基金については財政運営の根幹をなす基金であり、当初予算の取崩し分を年度内の補正予算によって積み戻すということで、30～33億円は保有高をキープしたい。それから公共施設の管理基金、清掃施設整備事業基金、社会基盤維持基金、これらについては今年度の活用額を抑制しながら、基金残高防衛ラインについて公共施設管理基金、それから清掃施設整備事業基金は10億円、社会基盤維持基金は2億円ということで定めて、毎年の活用額と同水準の積み戻しを剰余金の範囲内で優先的に行うということにされております。それを下回ることが見込まれるときには、それぞれの事業規模を大幅に縮小する、そうした緊急措置を講じなければならないかもしれないのかな、ならないんですけれども、そんなような説明がありました。

既にですね、社会基盤維持基金は令和8年度末残高が5,000万円というようなことで計画表の中に示されておりました。こうした中で、防衛ラインとする金額を定められた理由、それから積み戻しの見込みですね、それから剰余金の確保、こういったもの見込みについて考え方をお伺いしたいと思います。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。それでは御質問いただきましたので、2点、答弁申し上げたいと思います。

まず持続可能な財政構造の構築についてということで、管理経費の抑制、それから人件費の抑制の検討及び予算への反映についてのお尋ねでございます。

まず施設管理経費の抑制の件です。施設改修ですけれども、施設の整備ってのは有利な起債制度があるんですが、日常的な修繕、こうしたものについてはですね、一般財源や基金に依存せざるを得ないという、こういう基本的な構造があるわけです。昨今、物価高騰によりまして修繕コストが非常に高騰いたしておりまして、基金残高も減少傾向にある中で、従来の延長線上での施設保有は持続可能ではないと、このように考えております。このため、第2期の飛騨市総合政策指

針におきましては、維持管理費が高額な20施設を重点対象といたしまして、令和11年度までにその方向性を決定し、令和16年度末までに将来投資必要額を約3割、金額にして約23億円削減する目標を設定いたしております。

令和8年度予算ではこの実効性を高めるために、「公共施設あり方検討組織」を設置運営する経費を計上することに加えまして、組織を見直そうということで、基盤整備部建築住宅課と総務部総務課管財係を統合格上げいたしまして、建築管財部を新設することといたしております。これにより施設管理の選択と集中を組織的に進める体制を整備したい、このように考えておるところでございます。

また、統廃合の検討に加えまして、指定管理に限らない新たな運営手法の可能性についても研究を開始したいと考えておりまして、将来的な管理経費の構造的縮減につなげていきたいということでございます。この指定管理に限らない新たな運営手法というのは、一部を委託するとかですね、直営と組み合わせたり、あるいは民間に運営をお願いするのを指定管理じゃない形でできないか検討してみると、そのようなことを考えておるところでございます。

次に、人件費の抑制についてのお尋ねでございます。人事院勧告等によりましてこの人件費が上がっておるわけでありまして、令和8年度の人件費は、前年度比1億6,000万円の増という計上をいたしております。これには地方交付税が措置されてくるということもございますけれども、こうしたマイルドなインフレと言うべき状況と同時にですね、昨今、人手不足が深刻さを増しておるということもございます。それと連動する働き方改革、処遇改善というのが全国的に急激に進んでおるわけでありまして、こういった中では、かつてのような身を切る改革というようなことはすべきではないというのが全国的な流れに急激になってきておるわけでありまして。

一方で、人件費をそのまま、どんどんどんどん拡充していくというわけにはいかないわけでありまして、さあどうするかという中で、時間外勤務手当などの業務の見直しで抑制を図る、そうした部分をもう1回よく検討していくということをお考えのわけでありまして、したがって、この人件費の抑制というのは事業の再構築等によって、効率化を図るということの意味し、重視しておるということでございます。

具体的には、事務負担の軽減による抑制の例といたしまして、市役所全体的に出張が伴う事業に係るスタッフ数の見直しをいたしております。何かの行事があるときに、3人で行くのを1人にするとかですね、何かのイベントに係る人員を減らしていくと。そうしたことによって、時間外勤務、そういったものの抑制を図っていくということになります。例えば、平和のまちづくりの中でピースフォーラムの参加がございますけれども、行き先を変更することによって出張行程が見直せる、それによって日数が軽減できるといった見直しも行っておりまして、旅費もそうなんですけれども、これによってですね、普段の業務に係る負担を軽減して時間外を少なくしていこうというようなことでございます。あと事務の手間を減らしていくということもございまして、入園・入学準備品購入支援につきまして、従来のクーポン方式から現金給付への変更ということをおこなったわけですが、市民の皆さんの求めということももちろんございますけど、これは事務の負担軽減に非常に役立つということございまして、こうしたことを今回政策協議の中で、様々な事業の中で見直しをかけていったということでございます。

それから2点目、基金管理の徹底につきましてのお尋ねでございます。この基金の防衛ライン

とする金額を定めた理由と積み戻しの見込み、剰余金の確保の考え方という点だったかというふうに思います。

まず、防衛ラインを定めた理由でありますけれども、物価高騰等によってですね、公共施設や道路インフラの修繕費が増加しております、基金の取崩し額が拡大をいたしております。一方で、積み戻しが十分に行えずに基金残高が減少していくという傾向にございまして、このままでは基金が早晩枯渇に近づいていく可能性が出てきたということでもあります。特に、御説明しておりますけれども公共施設管理基金、清掃施設整備事業基金、社会基盤維持基金は市民生活に直結する基盤を支える重要な基金でありますので、一定の残高を確保しなければ将来行政運営に支障をきたすことが予想されるわけでもあります。そのために年間活用見込額を基準に最低限維持すべき水準というものを算定して、それを防衛ラインということで設定したということでもあります。

次に、積み戻しの見込みなんですけれども、財政調整基金につきましては、これは議員御案内のとおりですね、地方財政法の規定に基づきまして決算剰余金の2分の1以上を積み立てることが義務づけられておるわけでもあります。したがって、例年9月の補正予算で一定額を積み立てているということになるわけです。令和8年度当初予算案で取り崩すこととした分は、従来どおり予算の節減に努めることができ、決算で剰余金を満たすことができれば、当然2分の1積み戻すこととなりますから、これは積み戻しができるだろうというふうに見込まれるわけです。

問題はその残りの3基金でありまして、事業費精算等も含めたさらなる剰余金が確保できた場合に、優先的に積み戻しをするという方針で向かいたいと思っておりますが、近年は修繕費増大の影響によって、取崩し額と同水準の積み戻しに至っていないわけにございます。これは、地方交付税の上振れ分がどうなるかということによってくるわけでありまして、決してこれは楽観できる状況にはないと見ております。したがって、様々な経費の節減に努めながらですね、防衛ラインを下回らないことを第1目標にしていきたいと考えておるところでございます。

最後に、剰余金確保の考え方でありますけれども、剰余金というものは市全体で生み出されてくるものですから、事業費の精算とか歳出の抑制とかの積み重ねで生じるわけでもあります。そのため計画性のない歳出の抑制、事業の選択と集中、国県補助金の最大限の活用ということを徹底的に図りまして、財源余力の確保に努めておるわけでもあります。令和8年度からはこの防衛ラインというものを明確にしたことで、基金残高を意識した予算執行ということにつながってくると思いますので、こうした点を徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

厳しさはよくよく伝わりましたし、例えば道路維持の関係、私いつも3月定例会は道路のことばかりと言われるんですけど、今回はあえてしませんけども。やっぱり県事業への負担金とかっていうのも、これもある意味大切なところで、何とかどれだけでも多く事業をこなしていただきたいというようなことを思うと、この辺りの基金というのはきっちりと積み戻しをしていただいで確保していただきたいなと思ったりもします。

2つあるんですけど、公共施設についても今市長はお触れになりましたけど、20施設の見直しをこれからされるということで、今回の基金の中でもそこに関する大きな支出というのは見受けられなかったような気がします。どちらかというと、今回の予算はいろいろな施設をしっかりと

と維持していくための投資として、維持費的なところにこの基金が使われておるような印象を受けております。ただ、今ほどの20施設についても、まだまだ検討されてからどのような工程になるのかってということもありますが、大きな修繕とかが出てくる可能性もあると思うんです。そうしたときに、この基金というのがやっぱり本当に必要額をある程度収めておいていただかないと、なかなか年度途中であたり予算繰りが難しいのかなと。そういったこと思うものですからあえて質問させていただきましたけども、そういったことにきちっと対処をしていただけるかどうか、その辺りをちょっとお伺いしたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大きな修繕が発生するってことは当然あり得るんですね。例えば、エレベーターが動かなくなったとか、水道とか基本的なところが全く機能しなくなったとか、いろいろなことが考えられるんですが、そうした場合にどう対処するのかって話なんですけど、これは今までも一般質問の場で、あるいは議会の場で何度か申し上げてきましたけど、極端に大きな修繕費が発生する見込みとなった場合は修繕ができませんので、その時点でその施設は終わるということになり得るだろうというふうに思っております。それも総合政策指針の中でも考え方を書いておりますし、これまでも申し上げてきておりますので、そういった事態に陥った場合は即終了ということになる可能性がございます。あるいは施設全体を終了しないまでも、ある一部分が止まるということはあるわけでもございまして、近年検討した例の中では、スキー場のリフトがございました。1つのリフトが億以上の修繕、あるいは新設をしないと維持していけないというときに、それだけのお金をかける余力はありませんから、そのリフトは終わりということを申し上げたことがございます。幸いにしてですね、本当に様々な検討を徹底的にやりました結果、違う維持のさせ方が見つかったので今維持されておりますけども、そういったことは発生するだろうというふうに思いますし、例えばホテル季古里のエレベーターの話も、これも修繕できたんですがありましたし、例えば湯が出なくなったって話なんかもあります。なので、それはその時点で無理に何とか直すということは恐らくできないだろうというふうに思いますので、施設の寿命が来たってということになりますので、その時点で終えんを迎えるということはあるのではないかなというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

理解をしながらも、この後、お触れになる方もあるかもしれませんが、その地域固有の施設であって、ずっと維持されてきた、言ってみれば地域の人たちがずっと心の中に思ってきたものが、その施設の中にも思いとして込められておるものがたくさんあるんだろうなということを思うと、なかなか今の市長の答弁にそうですねって言うことは、私の中ではちょっとできない。でも、そういうふうにしていかざるを得ないっていう現実も分かります。その辺りをですね、うまく検討会議の中でしっかりと議論をしていただきたいと思います。

それからこの質問の最後に、昨年9月でしたね、私が来年度予算どうなりますかって質問したときに、市長は厳しい作業の中で市民の暮らしを守るっていう本質に集中することができる、さっきも言われましたけど、職員の働き方改革を促進するチャンスでもあるというようなことを述

べられました。先ほども一部触れていただきましたけれども、その辺り、再度思いをお聞かせいただければというふうに思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私の市政、今までずっとくる中ですね、市政はとにかくあらゆる分野ですから、漏れがないようにいろいろな分野に全て手を打てるようになっていうことをやっていたし、市民の皆さんからいろいろな希望があるものごとにかくできるだけ取り入れてこようというふうになってきました。その結果、全体的に業務が肥大しておる事実はあるというふうに私自身も思っております。そこで、先ほど申し上げましたような職員の働き方、あるいは日本全体ですね、働く環境というものは急激な変化が特にコロナ禍の後に起こってきておまして、やはり無理に無理を重ねて仕事をするというような環境ではなくなったというふうに思っているんです。そうすると、もともと見直してかなければいけないという考え方と、もっとゆとりのある、余裕のある仕事の仕方ってのをしなければいけないという1つの流れと、これと両方加味したときに、やっぱり仕事の総量っていうのを減らさなければいけないというふうに思ったんですね。ただ、昔の事業仕分けみたいにですね、何か非常に乱暴な形でバッサバッサと削るのではなくて、まず骨格を変えずにスリムにするってことはできるんじゃないかというのを、今年度予算のときからも検討してきましたけども、財政制約が関わることによって自動的に考えざるを得ないというふうになるだろうと言ったのが、議員が御紹介いただいた、私が9月議会だったか6月議会だったかにお話しした話だと思うんです。それはある程度やっぱりできてきたなっていうことは思っております。

今回、一般財源の要求額に初めてキャップをかぶせましたけども、それによってですね、職員がどこに力点を置いてるのかって政策協議の中で非常によく見えたなって感じがしてますし、逆にイベントで無理がかかるものはやめたいっていうような話もあって、規模をちょっと縮小したりということが現実になりました。なので、やっぱり全体的な制約が関わる中で、全体にスリムにしていくということではできんじゃないかと思っておりますし、この流れはですね、今後もやっぱりやっていかないといけないんじゃないかというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

今ほど答弁があったように、厳しい状況の中ではあろうかと思っておりますけれども、市民生活、これをしっかりと守っていただくために予算の執行のほうもきっちりとやっていただきたいと思っております。

それでは、次の病院事業についてお尋ねをしたいと思っております。病院事業の今後については、これも昨年の6月定例会でお尋ねをしておりますけれども、その後、半年ほどしか経ってないわけですけど、来年度の予算書を少し拝見をした中でちょっとなど、少し不安かなというようにところも見受けられたものですから、改めてちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

3点ほどあるんですけれども、まず旧医師住宅と旧看護師住宅の売却についてなんですけど、先の全員協議会で報告がありました旧医師住宅、旧看護師住宅の売却について、これは既に2月16日に公募型プロポーザルということで始まっておりますけれども、売却益の用途なんですけど、

これはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。それから売却に当たって工事費を減ずるということになっておりますけども、その意味というのをもう一度確認をさせていただきたいと思います。それから建築補助金ですね、民間賃貸住宅の建設促進事業補助金というようなことがあるんですけども、こうしたものを対象にされていくような予定もあるのかどうかお尋ねをさせていただきたいと思います。

それから整備された住宅、これは一定期間、大学研究所の研究者などに優先的に貸し出すことで研究活動を支援しますが、工事完了後は一般の民間賃貸住宅として運営され、市民向け住宅として継続的に活用されることを想定しています。こういった説明があったんですけども、その一方で、売却先で改修した後、医師や看護師住宅も不足しておるものですから、こちらのほうで借りるというようなこともあるというような、こんな説明もあったんですけど、この辺りをどのように整理をされていくのか。その際にですね、複数年契約とか、いろいろなことをお考えになるのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

それから診療報酬の改定についてですけれども、記事の中でですね、厚生労働省の中央社会保険医療協議会、2月13日の総会で2026年度診療報酬改定案を了承し、厚生労働大臣に答申をしたと。診療報酬本体の改定率が30年ぶりに3%を超えて3.0%となったけれども、半数以上は賃上げと物価高への対応に充てられると。一方で、2027年度からの新たな地域医療構想を見据えて、急性期を担う病院機能の明確化が進む改定となったと、こうした報道を目にしたんですけども、このことによって市民病院の経営にはどのような影響があるのかなということでお尋ねをしたいと思います。

それから3つ目ですけれども、基金の創設についてということで、昨年の6月定例会において市長は建替えについて「経営の黒字転換を図ることが条件であるということを経営に申し上げたことは、正直言って無理難題を申し上げたかなと思わないでもない。ただ、かといって市としてこの建設費の償還を全て支える財政的な余力はないということも現実。期間を定めず慎重に協議を進める。」このように述べられました。

今回上程をされました病院会計の令和8年度予算における資金減少額は1億7,300万円ということで、期末残高が1億9,500万円。令和7年度の予算においても資金減少額が2億2,700万円ということで、これは予算は予算なので、予算の継続性ってのはあるわけですから、それだけをもってということではなく、決算を見ないとちょっと分からないのかなということもあります。ただですね、予算上はキャッシュが枯渇するような、そんな寸前に見受けられる。こうしたキャッシュ・フローだけで、その経営状況を判断するっていうことはできないのかもしれませんが、見る限り非常に心配な状況ではあるなというふうに思います。本当に黒字転換するために何をどうやって、流動資産、要は現金資金ですね、そういったものを増やしていこうとお考えになっているのか。このことについては真剣に検討されながら実行されておるとは思いますけれども、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

この状況の中でですね、市民病院の今後を考えるなら、この際、今ほど基金のお話もしていただきましたけれども、財政の状況は厳しい中ではあるということも重々承知をしておりますけれども、一般会計における決算剰余金の一部を例えば病院事業の建設費、あるいは償還財源、交付税措置がしてある分を除く部分についてですね。そうしたことの使途として基金を創設する、少

しずつでも積立てをしていくというようなことはお考えにはならないのでしょうか。無論ですね、そのことによって前にも市長言われましたけども、ほかの事業を無理に削ったり、無理やりこの剰余金を生み出すというような、そういった運用は望むものではありません。先ほど御説明をいただいた中ではありますけれども、あえてこのことについてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 登壇〕

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

それでは、私からは1点目の旧医師住宅及び旧看護師住宅の売却に関する御質問について順次お答えいたします。

まず、売却益の取扱いですが、当該土地につきましては財産区分上、一般会計に属する普通財産であることから、売却収入は一般会計において財産売却収入として受け入れることとなります。一方、これまで当該財産の維持管理費は病院事業会計において負担し、実質的に市民病院が管理してきた経緯を踏まえ、病院事業会計へ3条負担金として繰り出し、市民病院の運営経費に充当してまいります。

次に、工事費を減ずることについての意味についてのお尋ねですが、今回の売却に当たっては、下水道接続や電気設備等の最低限必要な改修費用が建物の鑑定評価額を上回る見込みであることから、事業者の投資採算性を確保し、事業成立性を高める観点から、建物については無償譲渡する条件設定とし、民間活力の導入により、神岡町における安定的な住宅供給の確保を早期に実現することを目指すものです。なお、これは改修費用を市が負担または軽減するものではなく、事業成立に向けた売却条件の整理によるものでございます。

このことを踏まえ、民間賃貸住宅建設促進事業補助金との関係についてお答えいたします。この制度は、賃貸住宅整備に際して事業者が調達した資金の返済の一部を支援するとともに、固定資産税相当額を一定期間支援することにより、民間による住宅整備を促進することを目的とするものであり、令和8年度からは中古物件についても補助対象とする制度拡充を予定しております。本件では、建物を無償譲渡することから取得のための資金は生じませんが、事業者が自ら実施する改修工事に係る資金調達については、制度の趣旨に照らし、補助対象として取り扱ってまいります。また、固定資産税相当額への支援につきましても、現状の資産価値に着目して課税される税の性質上、取得の経緯にかかわらず補助対象とすることが適切と考えております。これらは、売却条件による措置とは支援対象が異なることから、公費による二重支援には当たらないものと整理をいたしております。

最後に、貸出先の整理と市の借受けについてお答えいたします。病院側の利用につきましては、常勤医療従事者の居住用とは別に、研修医や実習生等の短期滞在に対応できるよう、必要な時期に必要な分だけを民間事業者との通常の賃貸借契約に基づいて借り受けることを想定しておりますが、一方で、御質問のありました複数年契約での借上げ等につきましても、その時々状況に応じ、最も合理的かつ効果的と判断される場合には、民間需要への影響も踏まえ柔軟に検討してまいりたいと考えております。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、2点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず2点目の診療報酬改定についてですが、令和8年度の改定については、その詳細はまだ示されておりませんが、議員の御指摘のとおり、本体改定率は令和8年度と令和9年度の2年度平均で3.09%の大幅な改定が見込まれています。改定の内訳は、2年度平均で賃上げ分が1.70%、物価対応分が0.76%、経営悪化への緊急対応分が0.44%、食費・光熱水費分が0.09%となり、この合計で2.99%となります。このように、プラス改定の大部分は、賃上げや物価高騰の補填に充てられるため、実質的な利益増というよりはマイナス分の補填という性質が強い改定と言えます。現時点では、加算の要件等の詳細が示されておらず、算定の可否や当院で算定可能な単価については不明確ですが、限られた情報を基に試算した結果、年間でおおよそ7,200万円程度の増収が見込まれると想定しています。

しかしながら、令和6年度決算では1億9,200万円を超える赤字を計上しており、同年度の診療報酬改定率は0.52%のプラスにとどまりました。一方で、人事院勧告における行政職俸給表（一）の改定率は全体平均で3.0%となっており、給与費は前年度の令和5年度の決算額を5,800万円以上上回っています。さらに、令和7年度の人事院勧告では、行政職俸給表（一）の改定率が平均3.3%と令和6年度を上回る改定率であるため、人件費の増加スピードに診療報酬が追いついていないことは明らかです。このことから、令和8年度の診療報酬改定も、病院経営において決して楽観できる状況ではないものと考えております。

続いて3点目の基金の創設についてお答えします。自治体病院の経営状況につきましては、物価高騰や人件費の上昇などの影響を受け、非常に厳しい環境にあることは周知のとおりです。そのような状況の中、当院は他の病院と比較して借入額が少なく、経営状況としては比較的良好な面もあります。キャッシュ・フローにおいても、令和6年度の純損失は1億9,200万円を計上しましたが、後に、未収金が現金化されたため、資金の減少は約6,000万円にとどまっています。しかしながら、近年は患者数の減少に伴う収益減少や費用の増加により赤字額が大きく膨らみ、経営が逼迫しているのも事実です。特に、不採算地区である僻地における医療提供体制の維持は、引き続き厳しい状況が見込まれます。

このため、当院では、令和8年度の診療報酬改定の詳細が示されていない現時点の情報から、取得できそうな新規加算や要件変更となる項目を洗い出し、収益拡大の具体的な方策について、既に検討を重ねております。また、健康診断や人間ドックなどの保険外診療の内容や体制の改善についても併せて検討を進めています。これらの検討に当たっては外部コンサルタントの専門的な助言を取り入れながら、職員間でディスカッションを行っているところです。

一般会計の決算剰余金の一部について基金としての積立てを御提案いただきましたが、現状の経営課題は、企業会計における収益構造の改善であり、現時点では一般会計における基金の創設は考えておりません。引き続き、経営の健全化と安定的な運営に向けて全力で取り組んでまいります。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

1点目の旧住宅については明確な答弁をいただきました。今答弁にあったとおり、しっかりと病院会計のほうへ繰り出してもらえるかどうか。今、しっかりと繰り出すというお話でしたから、それで結構だと思います。

それから補助金の関係、二重交付にはなりませんよということで、改めて確認をさせていただきました。いろいろな住宅事情もあったりするわけですから、それはそれとしてしっかりとやっていただければということは今思いました。ただ、競合がないように、研修医とかですね、いろいろな関係で優先をされるんだろうと思いますけれども、その辺りの調整とかいろいろなことでしっかりとやっていただいてもらいたいなというふうに思います。

それから診療報酬ですけれども、今具体的に各年度の指標なんかも示していただきましたけど、上がったからといって喜べるものでもないし、まだこれだけでは、この改定ではなかなかその経営に大きく収益を改善するような影響はまだまだ見込めないと理解をいたしました。もう少しいい状況になるのかなというふうに期待したもんですから、診療報酬のしっかりとした知識がない中で質問をさせていただきましたけども、何とか少しでも赤字解消に導けるようなものになるのかなというふうに期待したんですけど、なかなか難しいということでありました。

今の予算資料の説明の中に病床数の削減による補助金のことが入ってありました。1床当たり400万円くらいでしたか、それは単年度なのか継続性があるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

病床削減に伴う補助金については、単年度、1回限りのものになります。予算上を見ておりますが、また来年度にならないと減らした分の何床分が補助になるのかとかも、現時点ではちょっと分からないところはあります。

○4番（水上雅廣）

1年ですか、そうですね。病床数の適正化に対する支援、特別交付税での支援もあるようなことを聞いておりますけれども、これはその補助金とは別に併用ということで、特別交付税のほうに入ってくるというようなことで理解をしておいていいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

特別交付税については、補助金とは別個に措置されるものということになります。

○4番（水上雅廣）

分かりました。そこそこの額で入ってくるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけど、ただですね、片方で病床数が削減されると、病床数に対する交付税措置も逆に減っていくというようなことで、相殺されてしまうようなイメージで思っておけばいいんでしょうかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（土田治昭）

細かい算定の式がまだ出ておりませんので明確にはお答えできませんが、相殺になるようなことはないのではないかというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

相殺にはならないというか、どっちかという浮くほうが大きいというような感じで捉えておいていいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（土田治昭）

議員おっしゃるとおりです。

○4番（水上雅廣）

分かりました。それにしたって、それほど経営に対してとてつもなく大きくいい方向でというようなことではないと思いますけれども、そうしたことで少しずつでも病院のほうに入ってくるなら、それはそれでありがたいなと思います。

基金の話ですけど、今のところその考えはないと。とにかく収益の改善に向かって一生懸命努力するんだというお話でしたけれども、ただ、どうしても絶対を守る、耐用年数も近づいてきてどういう形になるのか分からないけれども、とにかく守っていくために経営収支の改善、それは当然努力として一生懸命されておるということでしょうけど、片方では安心できる材料もあってもいいのかなって思ったりしたんです。市もこれだけのことをやりながら努力をしている。経営そのものじゃなくてですね、一般会計としてもこういうことを思いながらということを示す意味でも、少しずつでいいのでどうかなというふうに思ったんですけれども、ふるさと納税とかで人的、これは経営のほうに対するふるさと納税はあると思いますけど、少し観点を変えてそういうことでちょっとずつでもいいのでやるようなおつもりはないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

設けられればいいんですが、100万円、200万円積み立ててみたところですね、まじないみたいな話なものですから、やっぱりある程度ちゃんと何十億円単位で儲けられるような基金を目指さないですね、本当気持ちだけっていうことになってしまうので、やはりそこら辺はよく考えないといけないと思うんですね。

それから、当然整備するっていうのは前にも一般質問で申し上げましたけども、一般会計が過疎債で負担する部分と、それから病院会計のほうで借入れをして30年で返済していく部分と両方あるわけでありまして、当初、費用を抑えるという意味ではですね、つまり後年度負担を抑えるって意味では基金は役に立つと思うんですが、でも後年度負担はどっちにしても発生しますから、そういうことを考えるとやっぱり収支改善を図っていくことに尽きるんだろうと思いますし、一般会計は一般会計で過疎債の借入れを返済していかなければいけないわけです。しかも

一般会計の場合はもう短いもんですから、10年勝負とかになりますのでね。その部分の収支を改善するってことを考えていかないと、やっぱりなかなか踏み切れないということになりますから、これは全体のバランスで見たときに基金に固執するよりは、まずは収支改善ということかと思えます。

ただこれは病院の努力だけでは限界がありますし、今ほどの議論もありましたように診療報酬がどのくらいついてくるかということもあります。ただ、診療報酬の議論は今回結構大きな改定になりましたけれども、恐らくこの後、医療費がこれに伴って上がってくるんですね。さらに後期高齢者医療のほうでウエートが大きいですから、税金の持ち出しも増えます。そうすると国民的なコンセンサスとして、その財源をどうするのかと。あるいは医療費の増加、窓口で払う金額が上がってきて初めて皆さん気がつくので、そのときにどうなるのかってことを見極めないと、本当はこんなんでは全然足りないのもっと大幅な診療報酬の引上げが必要なんですけど、それは国民負担の増ということに直結しますから微妙なバランスの中で決めていくことになりまますので、そこら辺はよく見極めておきながらいかないといけないってことになりまます。それが仮に非常にかなり大きな診療報酬の引上げになるのであればですね、ある程度見通し立てて、その頃には収支も改善するでしょうから踏み切るといことはあり得るんだと思えますが、これはちょっと国民的な議論の推移も見守らないといけないので、いろいろな要素の中で考えていくということになろうかと思えます。

○4番（水上雅廣）

改めて本当に難しいということがよく分かりました。ただ、病院のほうは大変だと思いますけれども、私何で病院、病院って言うかと言いますと、国保診療所のことも片方ではあるものですから、市長は病院を守る、国保診療所もしっかり守っていく、これを名言してもらいたいと思うんです。いいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国保診療所もちろん、これはもうしっかり守っていくということには変わりございません。ただ今の国保診療所の医師の状況を見たときに、10年後、医師が確保できるかどうかって問題がもう目の前に迫ってきておりますので、その辺りが次の課題になると思っております。そうすると、医師が自治医科大学の派遣医師になるんだと思うんですけども、確保できるかどうか、この辺りが非常に大きな鍵を握ってくることになりまますし、またその限られた医師の中で持続可能な体制を組むためには、ある程度やっぱり患者数が一定数いる格好を取らないといけない。そうすると、常設の診療所をたくさん設置してやっていくことができるかどうかって問題もありますし、恐らく10年後とかになると古川の町の中の開業医の不足が出てきて、神岡町は市民病院があるからまだ何とか守れていくんですが、開業医が少なくなったときの古川エリアの医療をどうするかってことを考えると、それを国保診療所がカバーするってことがあり得るかどうかってことも少し念頭に置いておかなければいけないなどは思っております、これも決して簡単な問題じゃないもんですから、もちろん医療ですから、もう最優先のインフラですので、これをしっかり守るということには変わりありませんけど、守り方ですね、これはいろいろ考えないと

いけないということかと思えます。

○4番（水上雅廣）

分かりました。ありがとうございました。

それでは3点目に移りたいと思います。森林づくり構想の基本的な方向性ということでお尋ねをいたします。昨年、森林づくり構想策定委員会が設けられて、11月、12月、それから2月と3回実施をされ、主に市の森林に関する将来像や目標とする森林の姿を設定し、今後実証試験を重ねながら知見を重ねていくということでもあります。森林は公益性が高く、市民の暮らしに関わる大切な資源として水源の保全、あるいは災害の防止、生物多様性などの維持など重要な役割を担っておるということです。市は森林集約化事業や広葉樹のまちづくり事業など、多様な事業を通じて公益的機能の維持や森林経営の向上に努めている中で、改めて森林づくり構想を策定することとされました。何点かお伺いをいたします。

まずこの構想における公益的機能の位置づけということですが、今テレビなんかでも盛んに全国的な少雨によってダムのカ枯渇が著しくて、国民の生活に支障を来しているというようなことも報道されております。こうしたことから、森林が有する水源涵養機能をどう守っていくのかみたいな議論もまた出てくるのかなというふうに思ったりもします。これまで国や県は、木材生産を主たる目的として森林整備が進められてきたんだと思っておりますけれども、こうした中で本市の森林づくり構想の中、公益的機能の持続性について、どのように考えていくのかお伺いをしたいと思います。

それから2つ目、目指す森林の将来像ということで、策定中の「森林づくり構想」において、本市が目指す森林の将来像、それを実現するための施業の方向性について、どういったふうに考えられておるのかお尋ねをしたいと思います。

それから3点目ですが、公益的機能の向上と森林経営の両立、これが大切なんだろうというふうに思いますので、山が財、金になる、そういった林業経営の両立が必要ではないかなというふうに思います。広葉樹のまちづくりも含めて公益的機能の向上と森林経営の両立に対する考え方、これについてお伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

森林づくり構想の基本的な方向性について、御質問いただきました。

1点目の、森林づくり構想における公益的機能の位置づけからお答えします。本市は豊かな森林に囲まれており、暮らしに必要な生活用水や農業用水などは、森林の水源涵養機能に支えられています。このほかにも、土砂災害防止や二酸化炭素吸収といった公益的機能の面で、極めて重要な役割を担っています。これまでの森林整備は、戦後に造成された人工林を中心に、木材生産を主たる目的として進められてきました。しかしながら、近年は気候変動の影響による豪雨の頻発や雪質の変化など、森林を取り巻く環境が大きく変わってきております。こうした状況を踏まえ、将来世代にわたり持続可能な森林を引き継ぐため、今この段階で森林整備の方向性を整理する必要があると考えております。

その内容としては、森林生態学の知見を生かし、樹種や林齢が多様に構成される「多種共存の森」へと段階的に誘導していくことを柱としたいと考えております。これは従来の施業を否定するものではなく、木材生産に加え、水・防災・生物多様性といった多面的価値や公益的機能を総合的に高め、持続的に発揮させる方向へ政策の軸を広げるものであると位置づけております。

2点目の、本市が目指す森林の将来像についてお答えします。本市では人口減少と担い手不足が進行しており、従来型の集約的な施業だけでは将来にわたり森林を維持することは困難かもしれません。このため、公益的機能を最大限発揮しつつ、省力的で持続可能な森林管理へ転換する必要がありますが、天然更新など自然の力を活用した森林管理は、植栽や下刈りなどの造林の手間が減ることが期待されます。また、先ほど申し上げた多種共存の森は、天然林や針広混交林、大径木の森林からなることから、公益的機能を高めることが示唆されています。以上から、本構想では「大地を潤し、空気を潤し、命を育む森」を将来像とし、多種共存の森を目指しています。多種共存の森とは、公益的機能を最大限発揮させる天然林や針広混交林の大径木の森です。このような森林を目指す施業技術は十分に確立されていないため、立地条件や樹種特性を丁寧に読み取りながら、全層間伐や天然更新など多様な作業を実証してまいります。

3点目の公益的機能の向上と林業経営の両立についてお答えします。本構想は、公益的機能を重視することと林業経営を対立的に捉えるものではありません。むしろ、多種共存の森づくりにより森林の多面的価値を高めることが、人口減少社会においても長期的にも安定した林業経営につながると考えております。多種共存型の森林整備は、短期的には施業の工夫を要しますが、災害による損失リスクの低減や森林資源の安定化などを通じて、長期的な経営基盤の強化に寄与すると見込んでおります。

また、本構想は森林組合、製材事業者、学識経験者等で構成する委員会で議論を重ねており、これまで進めてきた広葉樹のまちづくりの実績を生かしながら、川上から川下まで見据えた持続可能なサプライチェーンの構築を視野に入れております。森林の持つ公益的価値を可視化し、それを消費者や利用者に伝えることで、地域材の付加価値向上にもつなげていきたいと考えております。

今後は、本構想を踏まえ、木材生産量の最大化のみを目指すのではなく、地域価値の最大化を図る森林政策を推進してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○4番（水上雅廣）

特にこのことについて言及することはないんです。ただ、せっかく改めて作られる構想だということ、もっとかかるのかと思ったら意外に早く仕上がりそうな感じなんですけど、これはいつ公表になるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

この構想につきましては今後公表について検討しますが、どちらかというと我々職員は入れ替わっていきますのでそういった方向性をしっかり定めて、どちらかというと役所の指針のような使い方を考えております。

○4番（水上雅廣）

引き継ぎみたいな形ですか。いいんですけど、要はしっかりと森林づくりっていうことに対して継続性を持ってもらいたい。何かしら人が変わるたびに違う方向に行くということではなく、それから国や県の方向性もあると思いますけれども、飛騨市は飛騨市としてしっかりと方向性を見出した上で森づくりをしていってほしい、そう思っておるものですから、どんなふうになるのかなって期待はしておったんです。そうした意味でしっかりとこの計画が持続され、それでもって市民の生活にも潤いが生まれるんだということで、しっかりと取り組むんだということによろしいですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そのとおりであります。この委員会にはですね、先ほど申し上げた結構幅の広い専門家、例えば水循環の可視化を進めている水文学の先生であるとか、あるいは森林生態学の先生、それから広い範囲で環境デザイナー等々に入っていていただいてまして、先ほど最初の答弁で申し上げましたようにですね、今の段階で森林の整備の方向性をしっかりと整理するツールが必要だと思います。特に、今木材生産も当然大事で、これはまずもちろんなんですけれども、一方でですね、公益的機能というのは数値化すると、その何十倍もあるという試算も出たりしてますので、今のいろいろな環境問題を含めながらしっかりと方向性を出すということで、そのビジョンに基づいてしっかりと実証を進めていきながら、先ほど申し上げましたような森林づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

ありがとうございました。時間がなくなってきたんで、最後の質問に移らせていただきます。

C o I Uの関係ですけれども、現在の状況ということで、今はまだ入学試験の日程が残されているような広報があります。でも、あと1か月足らずで始まりますけれども、そうするといよいよ学生とか大学の形、姿が見えてくるんじゃないかなと思いますけれども、今年の9月定例会でC o I Uについて、今後の市の関わり方についてお尋ねをいたしました。丁寧な御答弁を頂いたところでありますけれども、先日ですね、一部の新聞で高山市との連携のお話も報道されております。こうしたことを受けてなんですけれども、9月以降から今日に至るまで大学の動きや市としての具体的な支援、それから大学と地域の関わり、あるいは連携といったようなことについて、改めてどのように進めておられるのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

C o I Uについての質問でございます。今議会、ほかにも質問頂いておりますけど、総括的な意味も含めまして私からお答えしたいと思います。

4年制の私立大学コー・イノベーション大学、略称C o I Uですけども、いよいよ4月開学ということでございます。C o I Uからは3月下旬まで、本当にぎりぎりまで入学試験の日程が残

されているというふうに向っておりますが、キャンパスとして利用する施設の整備などですね、開学に向けて着実に準備が進行しているというふうに向っております。

こうした中で、御紹介もいただきましたが、去る2月19日に当市役所内におきまして高山市と飛騨市と学校法人C o I Uとの3者で、連携協力に関する協定の締結ということを行いました。本協定に基づいて3者間の連携を密にして、教育の振興はもとよりまちづくりや産業振興、人材育成において地域一体となって、飛騨地域の持続的発展に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

今回の協定に至った背景についてちょっと改めて説明を申し上げたいと思いますけれども、C o I Uにおける教育の特徴の1つというのはですね、ボンディングシップと言われるものでございまして、長期実践型インターンシップを全国各地を舞台に展開をするということが、この大学の特徴になっております。このため、学生が飛騨市内で生活するのは1年次のみということになりまして、2年次以降は全国15の拠点に分かれていって、自治体や企業と共同してプロジェクトに取り組むという教育内容になっておるわけです。この全国15の拠点ということなんですが、この中には実は飛騨市と高山市も含まれておりまして、このため市としてはできるだけ多くの学生に飛騨市においてボンディングシップを選んでもらいたいと。したがって、ここでボンディングシップをやることによってですね、この飛騨市内で生活・活動してもらいたいと、このように考えているわけでございます。高山市においても同様の考えをお持ちでございましたので、田中市長と御相談をいたしまして、飛騨市と高山市が連携して、学生やボンディングシップの受入れ体制を整備しようという目的で、今回の協定締結に至ったということでございます。

具体的な支援の内容でございますけれども、まず学生に対する経済的側面での支援として、令和8年度当初予算において、C o I U支援の特定目的で寄せられた企業版ふるさと納税を財源に、予算約600万円を計上いたしております。具体的には1回限りの入学祝い金として、全ての学生1人当たり3万円。さらに生活支援金として、飛騨市内に居住する学生1人当たり年額3万6,000円を支給することで、学生と保護者の負担軽減を図り、安心して学びに集中できる環境の整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。このうち生活支援金でありますけれども、高山市においても高山市在住の学生に対して同様の内容の支援を行われるという予定となっております。高山市の当初予算にも所要額が計上されていると承知をいたしております。

なお、今年度末でのC o I U支援のための寄附金残高は約2億2,000万円となる見込みでございまして、令和8年度以降に活用予定がある飛騨市企業立地促進条例に基づく助成分1億円を除いても1億2,000万円が使用可能であるという状況になっております。また、来年度以降も一定の寄附が集まる見込みがございまして、こうしたことから、この支援を行いましても市費を投ずることなく支援が行えるものというふうを考えております。

なお、この点については報道されまして、一部市民の皆さんにやっぱり誤解があるようでございまして、市が税金を投じて学生の支援をするってのはいかなものかって声も私も聞きましたけれども、目的が定められた寄附金を使っておりますので、市費を投じていないというところについてはお話をさせていただきました。この点、こういった特定目的の寄附金を使った事業っていろいろやってるんですが、なかなか世の中にあんまりない仕組みなものですから、誤解を招きがちだなということを改めて感じたわけでございますけれども、この点についてはですね、

丁寧に説明を引き続きしていきたいと考えておるところでございます。

また、教育面での支援としてはC o I Uからの要請を受けまして、私や市役所職員が地方政治や行政、観光、祭り、地域ブランド、スポーツ、文化などの多分野の非常勤講師としてカリキュラムに参画する予定としており、これによりまして、市の行政課題と教育が密接に結びついて、学生に対して質の高い学びが提供できるとともに、職員の資質向上にもつながるものと考えておるところでございます。

今後の取組方針としては、C o I U開学直後においても生活環境の整備、学びの質の向上等の様々な課題の発生も想定されますので、大学側と緊密な連携を維持しながら、迅速かつ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。また、高山市との連携体制を強化いたしまして、地域課題解決型教育の実践フィールドの提供ですとか、学生の祭りや地域行事への参加支援、住環境確保といった多様な分野での支援体制を構築することで飛騨地域全体で学生を支え、卒業後も地域で活躍できるような人材循環の実現というのを目指してまいりたいと考えております。

なお、既に教員や事務職員の中には飛騨市民として市内に住み始めている方もいらっしゃいまして、市内の飲食店等々ですとね、市民の方々との交流が始まっているというようなことも伺っております。同様に、これから4月に入りますと10代、20代の若者たちが市内で居住・活動することになりますので、飲食店の方々から学生たちの食事面をお気遣いいただき声なんかも伺っておりますし、アルバイトに来てくれるんじゃないかというような関わりを望む声もあるというふうにも伺っております。市内でもそうした形で、開学に向けての期待の高まりが感じられるところとなっております。

そういった中で、特に市民の皆さんにお願い申し上げたいなと思っておりますのは、春から学生がこの町に滞在するようになりますので、普段、御近所の方と接するような感覚で気軽に接していただいて、学生たちを歓迎していただきたいと思っておりますし、また、当地において学ぶ学生や教える教員の方々と触れ合っていただいて、積極的に温かく学生たちと関わっていただければなというふうに思います。学生の顔を見ていただければ、当然、飛騨市民の皆さんですから、優しく接していただけることになるんだろうと思っておりますし、その点をぜひお願い申し上げたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

大きな期待を持ちながら、まだまだどうなんだろうなっていうことも伺いました。そういった中で御質問させていただきましたが、これはある方が言われたんですけども、若者の流出を抑えるために、とどまらせるためにそういった政策を考えるんじゃなくて、出ていくことを応援するような政策もあってもいいんじゃないですか、それが戻ってくるきっかけにもなるんじゃないですか。何を馬鹿なこと言ってるんだって言われるかもしれませぬけれども、一理あるかなと思ったりするんです。今ほどもちょっと触れられましたけども、入学する学生たちを気持ちよく迎え入れて、地域でサポートしながらともに学ぶためのそういう資金であれば、それが逆にここにとどまっていただけの流入のきっかけになるかもしれない。そんなことも思うんで、趣旨とちょっと違うかもしれませんが、そんなような考え方だと伺ったような気がするんです。ましてや地元の子がこの大学に入学をしてくれて、学んで、そのことがもうここに残ってくれる大きな

きっかけになるのかもしれない。そんなことも大きな期待としてあっていいんじゃないかなと思ったりもします。そうした期待を込めて質問させていただきました。

今ほど言われた支援金ですけど、これはよそから来る子だけじゃなくて、地元の子も対象になるというふうに考えておいてよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

地元の子も当然対象になるというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

開学間近でどういう状況になっていくのかしっかりと見ていきたいなというふうには思いま
すけれども、期待をしながら見ていきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時25分といたします。

（ 休憩 午前11時17分 再開 午前11時25分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは早速質問に入らせていただきます。私は大きく4点ございます。

初めに、食料自給率の向上についてお伺いします。食料自給率は単なる数字ではありません。それは地域の農地を守り、農家を守り、子供たちの未来を守る指標でもあります。食料自給率の向上は、単に国の数値を上げるだけの指標ではなく、地域内循環を高めることにつながります。国・県が数値目標を掲げ取り組む中、本市としてどのように認識しているかなどについて、次の4点を伺います。

1、国の状況から。日本の食料自給率は2024年度（令和6年度）のカロリーベースで約38%とされており、国はこれを重要課題と位置づけ、水田活用、飼料米の促進、輸入依存の低減などに取り組んでおります。そこで本市として、国の食料自給率の現状及び目標をどのように認識されているのか伺います。

次に、岐阜県の状況から。岐阜県の食料自給率は2022年度（令和4年度）では、カロリーベースで26%前後とされています。県では地産地消推進や担い手育成などに取り組んでおります。県の食料自給率の現状及び目標をどのように認識されているかを伺います。また、本市では県の政策に連動して、令和8年度予算に反映している事業があるのかを伺います。

3番、飛騨市版自給率指標の構築について。国はカロリーベース及び生産額ベースで公表しており、県も同様の基準で公表されています。しかし、市町村では統一した基準がありません。以前、市長から本市の食料自給率について、数値は忘れましたが言及があったと記憶しています。そこで伺います。本市は独自に食料自給率を算出しているのか。算出しているならば、その積算根拠と最新数値を伺います。また、学校給食の地場産使用率、市内流通量は把握しているのか併せて伺います。

4点目、飛騨市の現状から。国・県が数値を把握し政策に反映している中で、本市は国の数値を追うのではなく、地域循環型の自給指標を持つ考えはあるのか、地産地消をどのように位置づけられているのか、食料自給率向上についてどのように考えているのか、市長の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

食料自給率の向上につきましてのお尋ねです。私から4点目の、本市の現状につきましてお答えを申し上げたいと思います。食料自給率、国全体の食料需給構造を示す重要な指標であるというふうには思っております。現在は国や県においてカロリーベース等で算出をされておるといふふうに認識をしております。一方で、食料生産というものはどういうものかということをお考えの場合にですね、全国各地の気候風土に適した産地というものが形成されて、広域的な流通を前提とするものであるということでもありますから、基礎自治体が独自の指標や目標数値を掲げることは必ずしも適当ではないと、このように考えております。

本市においても人口が少ないながら、トマトやホウレンソウ、飛騨牛、米などの産地の一翼を担う一方で、他の農畜産物の生産には限りがあるという現状を鑑みましても、市単独に自給率を論じることにはなじまないものというふうに認識をいたしております。したがって、国や県のような食料自給率の独自算出を行っておりませんし、今後とも行う予定はございません。

他方で、我が国では今から半世紀近く前の1980年代に地産地消という言葉が生まれまして、地元食材を地元で消費していこうという運動が始まりました。現在は地域産食材の付加価値向上、ブランド化に結びつけて理解されるようになってきているというふうに考えております。本市でも、食のまちづくりを政策の柱に掲げておまして、専門の担当課を置いて伝承作物の掘り起こしや直売所の活性化、学校給食への地元食材の導入、著名シェフとの連携によるブランド化、さらには企業との協働による販路拡大など、多角的な地産地消施策を展開しておるところでございます。

また、これらを支える農業の持続性を高めるために、土地改良による農地の集約化やスマート農業の推進、農業支援サービス事業者の育成などを総合的に進めておまして、生産基盤の拡大強化を図っておるところでございます。こうした取組は国内産の農畜水産物の消費拡大に直結するものであるというふうに考えておりますので、結果として国全体の食料自給率向上に資する、

本市独自の施策になるだろうというふうに考えております。今後もこうした考えに基づいてですね、本市の農業施策をより一層推進していきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の国の食料自給率への認識についてお答えします。国の食料自給率は、2024年度においてカロリーベースで38%と公表されております。国は、食料安全保障の強化の観点から、将来的にカロリーベース45%を指標として掲げているところであります。本市といたしましても、食料安全保障の重要性は十分認識しており、国の基本方針や具体的施策の動向を注視してまいります。一方で、食料自給率の向上は、輸入飼料の依存度構造、消費構造の変化、農業従事者の減少など、構造的課題が大きく影響しており、目標達成は容易ではないとの認識を持っております。そのため、本市といたしましては、市長答弁でも申し上げましたとおり、自給率の数値そのものを追うのではなく、飛騨市産農畜水産物のブランド化や直売所等を通じた地元認知度と販売の向上、都市部への販路拡大、それを支える持続可能な農業基盤の強化や市内生産物の維持拡大などに着実に取り組むことが、結果として国全体の自給率向上に資するものと考えております。

2点目の岐阜県における食料自給率の状況についてお答えします。岐阜県の食料自給率が国を下回っていることは承知しております。その主な要因としては、限られた平地の都市化により、農業の比重が相対的に低いこと、平地農業が主に水稻中心であること、山間部が多く農地面積が比較的狭いこと、さらに、県外からの農産物流入が多いことが要因ではないかと考えています。

食料自給率の向上と農業の持続的発展を目指す岐阜県の施策については、議員御指摘のとおり地産地消の推進や担い手の育成に注力していること、土地改良事業やスマート農業などの省力化技術導入支援も積極的に行っていることを把握しております。また、本市が力を入れている農地の規模拡大は、県営土地改良事業で行っていただいております。令和8年度事業で、県の政策に連動した事業としましては、県営土地改良事業で本市において新規地区が採択される予定です。また、県の政策オリンピックとして募集がかけられている、アグリパーク重点推進モデル事業に地産地消に直結する農産物直売所を活用した事業を提案しているところです。本市としましては、これら県との連携を深めながら、地域農業の持続可能な発展に取り組んでまいります。

3点目の飛騨市版自給率指標の構築についてお答えします。市長から答弁がありましたように、現在のところ飛騨市では国や県のような食料自給率の独自算定は実施しておりません。市独自で食料自給率を算出する場合、カロリーベースでも、生産額ベースでも、市内で生産された農産物の量や生産額及び市内で消費される農産物の量や金額を基準とします。しかしながら、市内で消費される農産物全てが市内産ではありませんので、算出された数字が必ずしも地産地消の実態を正確に反映するものともなりません。

本市におきましても、地域の活性化や食の安全確保につながる地産地消の取組を推進しており、学校給食では飛騨産、県内産、国産、海外産という優先順位で食材が選定されております。一方で、市内流通量については十分把握できておりません。JAひだに確認したところ、市内で生産

された農産物の多くは全国各地に出荷されており、トマトやホウレンソウの場合、飛騨地域で販売される割合は2割以下、お米の場合は3割程度となっているとのことでした。その他の野菜等も、より需要のある他地域に出荷される傾向にあります。したがって、市内で生産された農産物の市内流通量が限られている状況ですが、農産物直売所の活用をさらに進めることで、地産地消の推進に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

それでは1点目からちょっと聞きたいと思います。先ほども申しあげましたように、食料自給率の中で1点目、国は水田活用とか飼料米の推進とか、輸入依存の低減なんていうこともございました。一番弱いのは穀物で、飼料用トウモロコシなんかはほとんど自給率はゼロ、小麦は自給率15%、大豆は7%と聞いております。強いのは米であったり一部の野菜であるだろうと思いますが、同じような認識でよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

手元に今言われた数値がありませんので、そこについてはここで私が正確かどうかというのはちょっとお答えしかねます。

ただおっしゃるようになりますね、やっぱり食生活もかなり変わってきております。恐らく今日本人がお米を食べるのって、年間で60キログラムないんじゃないかなと認識しております。なので麦とか大豆は、例えば消費カロリーの話になると油脂であったりとかそういうものも影響してきますので、米も大事なんですが、食料自給を上げるということになりますと、今おっしゃったように大豆とか麦、あるいは飼料作物の国内産の自給生産を上げていくということが大事になるのではないかというふうに考えております。

○7番（森要）

そんなことだと思っておりました。

もう1つ、本当に食料危機っていろいろな方が言っていますけども、今輸出規定の連鎖で、各国自国を優先で、例えばインドは小麦粉の輸出を停止するとか、ロシアでも穀物の輸出を制限されるということもありますし、台湾海峡とか南シナ海の物流の遮断、異常気象の問題発生、それから北米の干ばつ、豪州の高温等による危機、こういったものも非常にあるのではないかと思います、それについてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

国レベルの話ですので私が認識してる範囲でお答えさせていただきますと、単純に言えばまず人口が爆発して、今中国が多分止まって、これからインド、その後に多分アフリカのほうの人口が増えていくということで人口が爆発する一方で、今おっしゃったように食料の生産、気候変動とかですね、あるいは土壌流出、塩害、その他もろもろがあって、決して安心できる状況じゃないというふうに、これは世界規模ですけど認識しております。

○7番（森要）

ありがとうございました。

それから、飛騨市版の自給率の指標は今後考えてないということ、それよりも地産地消の推進とかいろいろなことをしていきたいというようなことでもございました。私は、やはり指標というのは大切なものだと考えてるんです。畜産とか小麦の生産はほとんど外国に依存しておりますし、飛騨市でできる備えとして、例えば米については家庭内の備蓄を推奨するとか、市独自の備蓄を拡充する。飼料米については、今非常にトウモロコシとかそういったものは作れないんですが、飛騨市は空き地があるので、そういったところに飼料米を拡大するような政策も必要なのではないかなと。海外依存ばかりじゃなくて、地元でもできるような飼料米の拡充。それから先ほども言われました学校給食の地場産の向上というようなことがあって、やはりこういったことも指標があって、例えば何%だから来年はこんなふうにしましょうとか、そういったこともできるのではないかなと思ってるんですが、私は地域循環型の自給指標ということを行いましたけど、例えば米、飼料米、学校給食、そういったことに対しての指標も必要なんじゃないかなという気がしていますが、どうでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることは分からないでもないんですが、それをやって何になるかです。なので個々にあるんですね。つまり飼料米なら飼料米で、ここの農地全体を守っていくために、例えば今米の値段が変わってきてますけど、ちょっと前だと米の値段が安い。そうすると、なかなかそれだけでやっていくのが難しいから、WCSとか飼料米をやっていく、そういう意味で指標を立てるっていうことはあると思うんです。あるいは学校給食の中での地元食材の比率を高めるということもあるかもしれない。でも、それと食料自給率の話は別じゃないかと思うんですね。なので、市独自の食料自給率を設定してそれを高めるという目標は、何かの目的があるからやるわけでありますから、その目的がはっきりしない中でそれを立てても、確かに指標にはなるかもしれませんが、達成して何が起こったんですかっていうことになってしまうので、手段と目的っていうのをやっぱりきちんと分けないといけないというふうに思いますので、その点については個々の目的に応じてやっていく話じゃないかなというふうに思います。

○7番（森要）

私も自給率を上げることが何なのかということよりも、むしろどちらとかと言えば地域の循環する自給率の指標ということでありまして、具体的には、先ほど言いました地場産の消費率、学校給食に地場産はどのぐらい使用されているのか、市内の飲食店の地場産の使用率、直売所の販売割合とか、そういったことの指標。2番目は市内の消費循環で、市内生産のうち米は約70%が市外に出荷されて、地元の循環量は30%だろうというふうに積算しておりますけれども、やはりこれを先ほどの学校給食のほうへ持っていけばもっともっと上がるのではないかな。それから農地の維持率。例えば耕作面積を全農地の面積で割れば数値が出てきますが、これが下がっていけば自給率が下がるということにもなってくると思う。耕作放棄地が出てくるとか。だからやっぱり農地の維持率なんていうものも、これは簡単にできることではないかなと。だから国や県という

ことじゃなくて、飛騨市の目的別な地産地消、市内の循環、農地の維持率っていうことを踏まえた地域循環型の自給指標というのはそういう意味でございしますが、それについてはどう思われるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

例えばあるお店、市内の飲食店で市内からどれだけ買っておられるかっていうことを調べて率を出すということは分からないではない。それに例えて言えば分からないではないんですけども、それをやるよりも、むしろ今まるごと食堂とか、いろいろな組み合わせのことをやってますが、まず地元の食材に目を向けようよというところからスタートしていくということなんじゃないかなと思うんですね。お店の数も変わりますし、出してる料理によっても全然中身が異なります。しかも飲食店の数が非常に少ないという特徴が飛騨市の場合にはございますので、例えばそこを1つ取ってみても、むしろそこでの議論をしていく話であって、全体を統合した話ではないんじゃないかなというふうに思っているんですね。

おっしゃることはイメージは分かるんですが、具体的に落としていくところを考えると、意外とあまり労力的な効果がないんじゃないかなっていう感じは思うので、おっしゃってることは非常によく分かるんですけど、実際にやっていくところを想像して具体的に落とし込んでみると、むしろ労力をかけるべきところは違うところにあるのかもしれないと思いますので、具体の取組ベースで考えてみるってことが大事かなというふうに感じます。

○7番（森要）

市長の言われることも、私も分からないわけではないんですけども、またおいおいこういったことの目標、例えば米で言えば、私もちょっと米を作りましたが、やっぱりそれを使ってもらうのは地元の方に使ってもらいたい。例えば給食センターに使ってもらいたい場合、個人で出す場合、どうすればいいのか、そんなこともちょっと分からないんですけども、そういったものをしっかりとまとめて出荷できるようにして自給率を上げていく。何かあったときには安定した単価で米が買えるんだというようなことで、もっともっと地元の方の米をしっかりと吸い上げて提供できるようにする、そんなことも大切なのではないかなという気がしておりますので、これは私も相談しながらいきたいと思っております。

それでは2点目の質問に入りたいと思います。2点目の質問は、古川町の地域営農システムの構築についてでございます。平成12年頃に飛騨古川農業農村振興会議が設立されまして、地域営農システム構想が策定され、農地利用調整、米の生産調整、地域営農の組織の法人化による機械共同利用などの体制が整えられ、当時は遊休化する農地が減少するなどの効果が発揮されてきました。ところが合併後には、飛騨古川農業農村振興会議は解散し、地域の営農を支える仕組みが崩れてしまったと受け止めています。私は、耕作放棄地が増え、担い手の高齢化が進む中で、農業施策を体系的にまとめ、効果的に進めることが大切だと思い、それには将来の行き先を示すビジョンを持つことが必要だと考え、地域営農システムの構築の必要性を述べてきました。市ではこれを受けて、今年度中に古川町の地域営農システム構想を策定するとしております。そこで、次の3点について伺います。

1、地縁を単位とした地域営農システムと地域営農法人の再構築について。人口減少が続く中で、今後の地域営農法人の在り方は、従来の集落単位の営農体制を超えた範囲での、地域営農法人の連携や再編などが必要ではないか。それに対する考えを伺います。

2番、機械共同利用及びスマート農業の導入、気候変動対策の位置づけについて。担い手農家の農業機械は高騰し、更新が課題となっています。加えて夏場の高温などの気候変動対策も避けて通れません。これらの対策については、地域営農システム構想に盛り込んであるのかどうか。

3点目、圃場整備、地域資源管理、環境負荷低減の一体的な推進について伺います。人口減少化において水田農業を維持するには圃場の拡大が必要ですが、農業用水路、農道に加え、畦畔などの地域資源の維持がついて回ります。また、水田農業は地域内外への環境への負荷も大きいことが特徴です。それらを一体的にどのように進めるのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

本市が構築を目指しております地域営農システムは、従来の集落単位の営農体制を超え、旧町、流域、旧学区など、顔の見える範囲という地縁空間を基本単位として再編するものです。

その理由は3点ございます。第1に、水管理や農地利用は流域単位で一体的に機能しているという実態があります。個々の集落のみで水田農業を維持することは、既に限界にきている地域が出てきております。第2に、担い手の高齢化と減少が進む中、一定規模以上の経営体でなければ、機械更新や労働力確保が困難であるという構造的な課題があります。第3に、地域資源を将来にわたり持続的に維持管理していくためには、点ではなく面での経営体制が不可欠であります。こうした認識の下、本市では、既存の地域営農法人の連携、統合、再編を支援し、経営をマネジメントする中核法人を育成していくことが必要であると考えています。これは単なる組織統合ではなく、点の営農から面の地域営農への転換として推進してまいります。令和8年度には、地域営農法人を農業支援サービス事業体として指定し、面の地域営農として、地域の農業を守っていくための営農効率化や省力化の取組を支援していく予定です。地域が主体となりつつ、市が制度設計と伴走支援を行うことで、持続可能な水田農業と地域資源の維持を実現してまいります。

2点目の、機械共同利用及びスマート農業の導入、気候変動対策の位置づけについてお答えします。近年、農業機械の価格が高騰しており、小規模な農業経営体にとっては機械の更新が大きな負担となっています。こうした状況を踏まえ、本市では機械導入に関して2つの柱を据えて対応策を考えております。第1に、農業支援サービス事業体の育成を検討しております。具体的には、大規模な水田農業を行う中核的農業者を農業支援サービス事業体として指定し、この事業体が持続的に営農するために必要な農業機械の導入等を促進するとともに、小規模農業者の基幹作業を受託し、地域が包括的に営農を持続できる地域営農システムを古川町から実証します。あわせて、省力化を図る自動給水システムや効率的なドローン防除などのスマート農業導入支援を推進し、新たな生産方式の確立を目指します。第2に、小規模な農業経営体、いわゆる多様な担い手への農業機械導入支援については、共同利用を前提とした形で推進してまいります。これにより、機械更新コストの平準化と作業効率の一層の向上を図ります。また、気候変動対策について

は、近年の異常気象や酷暑の影響により、農作物の収量減少や品質低下、生育の不安定化が顕著となっていることから、市全体の取組として飛騨農林事務所や中山間農業研究所と連携し、気候変動に強い農業への転換を目指して技術導入や栽培手法の見直しを進めております。具体的な取組としては、水稲においては人工衛星を活用した農業支援システム「アグリルック」を用い、生育情報の把握や防除、刈取り時期の最適化を行い、収量と品質の安定化を図ります。また、高温による葉色低下が収量減少や食味低下につながることから、ドローンを用いて植物が吸収しやすい高濃度液肥を散布する施肥技術の検証など、高温対策も推進しています。これらの取組を地域営農システム構想と連動させつつ、持続可能な農業農村の実現を目指してまいります。

3点目の圃場整備・地域資源管理・環境負荷低減の一体的な推進についてお答えします。水田農業の維持には、農地だけでなく畦畔、水路、農道などの地域資源の維持管理が不可欠です。しかしながら、地域の高齢化や離農者の増加により、個人や小規模集落による管理は年々困難になりつつあります。本市では県と連携し、古川町内の3地区で土地改良事業による規模拡大を推進し、農作業の効率化のための構造改善に取り組んでいます。あわせて、地域営農法人を中心に水田営農を地縁空間という面で継続する仕組みを整えるとともに、畦畔、水路、農道は、中山間地域等直接支払制度と多面機能支払交付金制度を有効に活用し、地域と地域営農法人が包括的に地域営農を持続可能にできる仕組みを構築してまいります。

また、議員御指摘のとおり、水田農業は土地利用型農業であり、環境への影響が多いことが特徴です。このため、本市では関係機関と連携し、脱プラスチック一発型肥料の開発と利用を推進する事業や、株式会社吉城コンポと本市との共同研究による優良微生物群の開発と高品質堆肥の地域循環プロジェクトなど、環境保全型農業の推進に努めているところです。

今後も圃場整備等による農業構造の改善、包括的な地域資源管理の仕組みづくり、環境負荷低減の農業を一体的に推進してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございます。3点お答えいただきました。地縁を対象とした地域営農システム、私も同じことを考えておまして、非常にいい取組だなと思っております。そうやっていかなければならないんだなということも改めて確認しました。2点目についても気候変動のこと、それからサービスの支援をやっていくということをお聞かせいただきましたし、3点目についてもいろいろ聞かせていただきました。

そこで2点聞きたいんですが、いろいろなことを取り組んでいる中に、直播という育苗せずに植えていくということを試験されると聞いてます。こういったことなどについてはどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

非常に大事なところですよ。現場を見てますと育苗の担い手が少なくなっていることと、どうしても割ときつい作業になりますので、ここを何とか省力化できないかということで、今直播を試しているところで、今ベテランの生産者をお願いしてるんですけど、これが結構順調に進ん

でおりますので、今はうるち米が中心なんですけど、今度は餅とか飼料米にもできないかということとで来年度は取り組んでいうことを考えております。

○7番（森要）

いろいろないい成果が出てきてるということですが、こういったことも地域営農システムの構築の中にも入れて、今後そういったビジョン的なものの中に盛り込まれる可能性はあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

構想につきましては年度末の策定を目指しております、今ほぼ9割方できておりますので、当然そういったことも含めてですね、より地域で全体をマネジメントというかですね、包括的に作業効率を上げていく、あるいは技術を浸透させていくということが必要だと考えておりますので、その中に盛り込んでいくということになっております。

○7番（森要）

非常にありがたいことだと思っておりますが、今のシステムの構築は古川町なんですけども、私は産業常任委員会を今年やらせてもらうんですけど、そういったところで勉強させてもらうとか、ビジョンを私たちに示してもらおうようなことも可能なんじゃないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そういった場で皆様方の意見をしっかり聞いて、1回年度末にはつくりますが、もちろんそれでいいというわけではありませんので、常に皆さんの御意見を取り入れてアップデートしていきたいというふうに思います。

○7番（森要）

ぜひお願いしたいと思います。

もう1つ聞き漏らしたんですが、先ほど土地改良で玄の子、杉崎、袈裟丸で今取り組んで、よくやってきたなという実感です。全国でもどンドンと手を挙げる中でよくできたなというのを思っているんですが、もう1つの懸念は古川町のこの中なんです。昔都市計画で整備したパイプラインで本当にいいんですが、もうこれも老朽化してきております。これは非常に見込みが難しいかもしれませんが、地域の中の単位、杉崎とか袈裟丸とは違って、町の人を持っているということで非常に土地改良を進めるには難しいと思っておりますが、町の中の土地改良についてはどんなことを考えているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず森議員御承知のとおり、土地改良事業は土地改良法による申請主義になりますので一般土木とはまるで違って、地域の要は地権者の方がまとまって申請をしてというものになりますので、方向性としてはお話しできますけれども、本当に今おっしゃったとおりで、杉崎や袈裟丸と全く

違うのはですね、今言われたエリアの中には殿町の方、あるいは壺之町から式之町、三之町の方、上気多、下気多、もっとそれ以外の方まであるのが特徴です。大きくても大体5アール区画であったのは、まだ人口が増える時代で資産価値みたいに捉えることも多くて、そういう背景があるように認識しておりますが、これだけ人口が減っていく中でどうしていくかとなれば、特に宮川の右岸側ですね、今、杉崎それから袈裟丸、その後ここをどうしていくかってことも当然地元の皆様としっかり議論してですね、方向性を出すべきところにきてるといふふうに認識しております。

○7番（森要）

その認識を聞かせていただきましてうれしく思います。

もう1つ、河合町や宮川町、それから神岡町も今後は地域営農システム構築をやっていかれるということよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

どうしても先ほどの森議員からありましたように地縁ですよ、つまり顔の見える範囲ってところが、お互いに信頼感もあって助け合うっていうエリアになりますし、土地の形状とか水系が全く違いますので、基本的な考えや方向性は同じかと思うんですが、やっぱり流域ごととか、あるいは旧河合・宮川・神岡ごとに合わせてつくっていくべきものというふうに考えておりますので、まずは古川町からスタートして、今後どのように展開していくかということをもた検討してまいりたいと思っています。

○7番（森要）

河合町、宮川町、神岡町についても今後考えていただきたいなと思っています。神岡町とか宮川町とかは、特に家畜用の飼料米とかトウモロコシを作るのに最適ではないかなということを考えておりますので、こういったシステムも今後考えていただければいいかなと思っています。私の2点目の質問は以上で終わります。

◎議長（澤史朗）

森議員の一般質問の途中でありますけれども、続きは休憩後とさせていただきます。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時04分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、森議員の一般質問を続けます。

○7番（森要）

それでは3点目について質問させていただきます。

まず最初に、農地保全の考え方、水田農業の人材確保、水田の多面的機能についてお伺いいたします。本市は著しい人口減少が進み、その中でも農業者の減少は深刻です。一方で、水田の多面的機能として、水源涵養などの広域性が高く評価されています。そこで次の4点を伺います。

1、守るべき農地の明確化について。人口減少が著しい中で、全ての農地を従来どおり維持することは困難と考えられますが、市として守るべき農地を明確にする考えはあるのか。

2点目、水田農業を担う地域営農法人の担い手確保について。地域営農法人の再編を進める中で、若者や移住者を受け入れる雇用型農業を構築する考えはあるか見解を伺います。

3点目、水田の多面的機能の評価について。水田は食料生産の場であると同時に、洪水時の一時貯留機能や景観形成などがあります。とりわけ、古川町の水道水や融雪水は地下水に大きく依存しています。水源涵養機能についてどう評価しているかを伺います。

4点目です。10年後の本市の農業農村の姿について。最後に、本市の10年後、どのような農業農村の姿を目指すのか、具体的なイメージをお示してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

農地保全の考え方、水田農業の人材確保、水田の多面的機能等について4点御質問を頂きました。

1点目の農地の明確化からお答えいたします。本市の基幹的農業従事者は高齢化が進行しており、今後を見通すと、現状のままでは担い手数は大きく減少することが想定されます。この状況下で、従来どおり全ての農地を個別経営で維持することは現実的ではないと認識しております。このため、農地を個人経営で営農可能な農地、一部作業受託により営農可能な農地、全て作業委託により営農可能な農地、離農もやむを得ない農地に再整理する必要があると考えています。その上で、再整理した農地に応じた土地利用調整や農作業受託などを包括的に支援する仕組みづくりをビジョンとして、具体的な施策を一つ一つ確実に進めることが重要と考えております。

2点目の水田農業を担う地域営農法人の担い手確保についてお答えします。本市の農業が持続するためには、家族経営の継承だけに依存するのではなく、雇用型農業を確立することが不可欠であると認識しております。そのためには、一定規模以上の経営体でなければ、安定した給与体系や社会保険加入といった雇用環境を整備することは難しいと考えております。先ほど答弁した地域営農システムの構築は、雇用を生み出す経営規模の確立も目的としております。様々な施策を総合的に組み合わせることで、若者が職業として選択できる農業への転換を図ってまいります。

3点目の水田の多面的機能の評価についてお答えします。本市では、令和5年度から3年間、岐阜大学の水文学の専門家と本市水循環モデルの共同研究を進めてまいりました。本研究では、水田を含む流域全体の水環境について、降雨・積雪・融雪・地下水涵養の関係を可視化されています。解析の結果、かんがい期における水田の地下水涵養機能の重要性が明らかとなり、水田面積と地下水涵養量には正の相関が認められ、水田耕作が地下水涵養機能の維持に重要な役割を果

たしていることが示唆されています。また、降雨時には水田が雨水を溜めておくダム機能を果たし、河川への流入量を調整する機能も備えています。このことから、水田の維持が単なる農業政策にとどまらず、市民の生活基盤に直結していることを示しています。今後は、研究成果を踏まえ、科学的根拠に基づいて水田環境の維持を地下水保全の政策として位置づけるとともに、その多面的機能を多くの市民に周知しながら、農業政策を推進してまいります。

4点目の最終的な本市の農業農村の姿についてお答えします。先ほども申しましたように、10年後には担い手が大幅に減少することが想定されており、現在主体となっている担い手農業者の中にもりタイアされる方が増えてくる見込みです。そのときに備え、新たな担い手による営農が持続できるよう、現在実施している施策を着実に推進してまいります。具体的には、水田営農の効率化を図るための土地改良事業を計画的に実施するとともに、農業機械の効率的な運用やスマート農業技術の導入による省力化を進め、各地域の営農組織の経営体強化を図ります。さらに、集落単位を超えた地縁空間単位での集落営農組織や雇用型農業法人の確立を目指し、地域営農システム構想を市内全域に浸透させてまいります。これにより、守るべき農地として計画した農地が持続的に営農されている姿の実現を目指します。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

4点お答えいただきましてありがとうございます。まず1点目の、守るべき農地の明確化について、非常に今の現状を把握されていて、ありがたく思います。最初に議員になったときに質問した際、山林とか農地で非常に耕作放棄地が出てくるがどうするかっていうときに、アンケート調査をすると町の中さえも大変だと。農村部はほかっておくしかないというようなことを聞きましたけど、私はやっぱり町の中だけでも大変だけれども、やっぱり農村部の河合町、宮川町については違う手法で守っていく必要があるんじゃないかというような気がしておりますが、河合町や宮川町等の農地についてはどんなふうに考えていますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

1つの具体的な事例というか実証として、現在、古川町の黒内地区で最適土地利用という事業を、国費を使って実施しております。農地の利用も山もそうなんですけど、今までは個人の所有権に基づいて営農されていたところを、今度は利用を集積させるってということが多分大事になってくると思います。その上で、この盆地辺りで土地改良を進めてはいるんですけど、急傾斜地の農地になるとそういうわけにはいきませんので、そういう場合はまず利用権を中間管理機構に貼り付けて、それを再配分して、イメージとすると谷ごと農業のような形で持って行って、それで面的にですね、人口減少になれば今度は例えば放牧だとか、要は動物の力、つまり牛がメインになるかと思いますが、それを踏まえて自給率も上げて行って農地も管理していく。あるいは周辺の森林も強めの間伐で混合林化を図りながら畜産の利用も考えていくということが、急傾斜、要は河合町・宮川町とか人口が特に減ってくようなところは、そういった手法が1つのやり方になるというふうに考えています。

○7番（森要）

私もそんなようなことを感じているわけですが、できればそういったいろいろなことを考えて進めてもらいたいなと思っております。

2点目の若者や移住者を受け入れるということについても、構築する、考えていきたいということでありました。もう1つ思うんですが、私のような年寄りでも動ける者がいるものですから、私たちのような者もある程度働けるようなシステムというか、要は耕運機や田植え機も持っているけど1回だけ使ってしまう、あとはまた1年経つまでほかっておく、そういった方々も働けるようなことも考えているわけですが、それについて御見解をお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

非常に大事な視点かなというふうに考えておりました。形態は、要は水田で言えば水張りの部分ですね、そこを中心にやる。それから畦畔とか水路の管理は地元であったり、地権者であったりっていう2階建てみたいなイメージでやっていくんですが、それに加えて、例えば袈裟丸地区が今計画していますが、そこは多様な担い手のところと、それから大きな担い手のところとエリアを分けて、それも地元と話をして土地改良をこういうふうにしていくというふうにやっていますので、問題は全体を包括的に土地利用とか機械利用とか、あなたはどこへ行きなさいとか、例えば私でしたら機械作業はほぼやっていただいているんですけど、つまりそういった機械作業をですね、その方も80歳の非常に元気なアクティブシニアの方なんですけど、その力を借りて一部作業受託をして営農が継続するということになりますので、エリアの問題と、それからそういった実際どなたがどの場所でっていうところを上手く組み合わせるのが地域営農のシステムになりますので、そういった包括的にできるような仕組みを1つずつ進めていくことが大切かなというふうに認識しております。

○7番（森要）

私もそういったことをやっていきたいなと思ってるんですが、今そういったシステムをやっていくための構想を作っていただいています。どこかでそういうのをまとめてやる必要があるということをおも言っておりましたが、やっぱりそういったことができる方がいないと、ただ絵に描いた餅のようになってしまいますので、取りまとめをしてくださる方、助成金がどこにあるか、こういうのをうまくつかうとか、働く人を手配するとか、そういったことをする者が必要だと思ってるんですが、今のところは人材のこともあってできないようなこともあるんですが、再度その辺について、実際に構想でまとめていくものはどういうふうにしたらできるか、見解を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず我々としては、そういった仕組みを作っていくことが大事だと考えておまして、理想的には、先ほどの地域営農法人化がいいかと思いますが、そこが地域と連携してやっていく、あるいはJAと連携して、市も土地利用では協力していくというのが一番いいのかなと考えていまし

て、現実的に先ほど森議員の質問の中にありました古川町の農業農村振興会議の場合は、それが地域営農の中で実際に行われていたということになりますので、1つの例かなと。ただ、今はそれぞれが高齢化しておりますので、まずその仕組みづくりをどうしていくか。当然その中にはもしかしたら、来年度予算でも計画しておりますけれども集落支援ですとか、例えば農村版のRM Oですとか、そういうふうに進展していくことも考えられるかと思いますが、ただ一足飛びにそこまでいきませんので、まずはしっかり構想を作ってモデル事業等々を積み上げながら具体的に仕組みづくりをしていくというところかなと考えております。

○7番（森要）

それでは3つ目の答弁でありました水田の多面的機能で、専門家に調査を依頼して非常に効果が上がっていると。やっぱり農地保全とか防災でもあるという認識を深めました。本当に水田涵養機能もあると思いますし、大切な問題だと思っています。こういった調査結果がまとまったときには、先ほども市民に知らせるということを言われましたけど、どのようにして周知される予定でいるのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これまでも途中途中で、例えば図書館でイベントをやったりだとか、市民向けの報告会をしてきたりしています。あわせて、今土地を集積すれば集積するほど、その地域が農地と離れていくことがすごく問題になってきます。どうしても土地に縛られるというか、そういうことはいい意味でもありますので、だとすると非農家の方が、あるいは農地を預けてしまってる方が改良組合長とかの中にも出てくるんですね。そうすると、この水田を守ることが非農家にとってどう大切だってことは、やはり啓発していくことが重要だと思いますので、例えば、場合によっては区長ですとか、あるいは改良組合長会ですとか、一般市民向けということで、水田も、これは森林もそうなんですが多面的機能の重要性というのは啓発する必要があると考えております。

○7番（森要）

10年後の本市の農業の姿についても先ほど言っていただきました。農地は生産の場であると同時に、本市の安全保障の面でも、防災の面でも、文化の基盤を維持するためにも大切だということをお聞かせいただいて、本当にそうだと思います。

ちょっと笑われるかもしれませんが、野村部長とよく話しているのだから分かっていと思うんですけど、森林には森林環境税という恒久財源がありまして、森林環境譲与税は国税で森林環境税を全財源として市町村に配分され、しかも間伐とか人材育成とか担い手確保などに活用されて、制度上は非常に用途が明確。それから市町村の直接配分という大きな特徴があります。農林には同様なものはありませんけども、それに似たような仕組みは2つあります。

1つはよく御存じの日本型直接支払制度、農林水産省が所管されているもので多面的機能交付金、農地とか水路とか農道の維持を支援されております。それから中産間地域等直接支払制度ということで、条件が不利益地域の営農維持改善ということを支援されています。しかしこれは補助金であって恒久的な財源ではなく、地方の裁量が限定的であります。

2点目の関連制度としては、水田活用の直接支払交付金があります。水稻機能維持のための支

援、転作支援があると思います。これも国の政策転換で内容が頻繁に変わって、恒常的な農地保全の財源としては言いがたいものだと思っています。そこで、農地にも同様に国土保全、食料安全保障の観点から、田んぼのダム機能の制度化、耕作放棄地の再生を地方裁量で使える財源創設、農地国土強靱化枠を創設することも盛り込んだ農林保全譲与税、これは私の仮称ですけど、他の議員と相談することですが、こういった創設を国へ意見書として提出したいなと思っているんですが、どのように思われるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

最初に食料安全保障とか自給率の御質問があつて、今度は地域営農に関する御質問があつてこうやつてお答えしてきたんですが、やはり機械の導入ですとか、その財源が大きな課題になってくると思います。現時点で我々ができることは、いろいろな国とか県の事業を活用したり、あるいは効率化とか大型化を図ることで機械の導入コストを下げたりというところ、これは常々これからもやっていく予定なんです、やっぱり今森林環境譲与税みたいな、要は国がつくって、それを譲与税としてっていうのが、じゃあ今の水田の広域性とか食料安全保障の点でどうなのかっていうのは非常に大事なことかなという認識ですので、ぜひ森議員も含めて国に御要望していただけるとありがたいなというふうに考えております。

○7番（森要）

産業常任委員会等でも相談しながら、また議員の皆さんと相談しながらそういったものを出していきたいなと思っていますが、これは実現はなかなか難しいだろうと思っているんですが、その代わりとしてはなんですが、市独自でもできる可能性として、農地保全の基金制度の創設、耕作放棄地の再生支援とか水田の畦畔の管理補助、田んぼのダム協力金、こういったものの基金を創設したらどうかと。財源については、ふるさと納税の農地保全枠を使ったらどうかとか、企業版ふるさと納税はどうかとか、森林環境譲与税の制度を有効に活用することも連携できるのではないかなと思います。

2つ目は、田んぼのダム協力金の制度、豪雨対策として配水調整盤の設置の支援とか、協力農家への年額の支援。

3番目としては、耕作継続奨励金というような形の、10年以上維持すると宣言された方、地域協定に参加された方にはこういった奨励金を出す。

それから4点目、農地バンク機能の強化。農地中間管理機構は連携しつつ、ここは担い手の農地集積とか、大規模化の促進でございますけれども、市独自のマッチング強化をするために小規模の兼業農家も参加可能な、柔軟な制度をつくったらどうか。中山間は小区画・不整形で機械が入りにくいということで、野村部長が言われたとおりでございます。面積が小さい。こういったことは、結果的には借り手がない。協力機構に頼んでも動いてくれないっていう現実があると思います。実際このような市単独でできるような手だて、農地保全基金、田んぼダム協力金制度、耕作継続奨励金、農地バンク機能の強化、こういったことについての見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

たくさん御提案をいただきました。幾つも御提案いただいたんですが、まずは政策として体系的にするっていうことが必要かと思ってまして、それで今地域営農システム構想、仮称ですが作っているわけです。それでまず農林業全てですが、まず産業としてきちんと自立できるってことがまずベースにあって、その中でいろいろな国の支援を使っていただいて、それで機械導入を進めてやっていく。あるいは圃場整備とかをして効率的にやることで生産コストを抑えていくってことがまず大前提であります。

それとは切り離してですね、水田の涵養だとか、あるいは水路の管理というのを、切り離してそれはそれでまず考えていく。国の政策も多分そういうふうになってまして、先ほど森議員おっしゃった中山間の直接支払いは、急傾斜地と平場とのコスト差を十分ではないと思いますが、そこに対して支援をしている。多面的機能の場合は、非農家も含め、住民の方がいろいろな水田もそれに付随する水路もいろいろなメリットを受けてるってことで、そこにはお金を出しているというふうにしっかり組み立ててやってくってことと、それに適応した国とか県の財源を充てながら、あとは市の財政は全体の中で議論するべきことですから、それはそれでということですね。いずれにしても、効率的に効果的な政策を組み立てていくことが必要だと考えております。

○7番（森要）

言われていることはよく分かります。そういったことで、もう少し勉強して提案していきたいなと思います。

次に最後の質問をさせていただきます。公共施設の検討組織の設置についてでございます。新年度予算において、市内900を超える公共施設のうち、特に維持管理費が高額で課題が顕著である施設について、優先的に方向性の検討をするとのこと。宿泊・温浴・スキー場・人工芝の4種の20施設を対象に、市民から成る検討組織を設置し、地域住民の視点を取り入れながら今後の施設運用方針を決定したいとの説明を受けました。そこで次の3点を伺います。

1、検討組織について。この検討組織は飛騨市総合政策審議会における検討部会として設置され、市民代表を中心に、商工・観光関係者などの分野から10名程度を構成員として委嘱することですが、商工・観光関係者など利害関係者が含まれる中で、客観的と公平性をどのように担保するのか。市民代表は10名の中で何名いるのか伺います。また、議事録の公開、検討過程の情報発信など、市民への説明責任をどのように果たすのか、明確な方針をお示しください。

2番目、検討対象施設について。検討対象施設の20施設について、主な選定理由を伺います。

3番、今後のスケジュールについて。計画では2月から3月は庁内関係部署により事前整理、4月から6月には検討組織設置、対象20施設の現地確認、7月以降は方向性の検討、12月までに検討組織としての提言を公表するとあります。公表した後のスケジュールはどう考えているのかも伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔建築企画監 田中義也 登壇〕

□建築企画監（田中義也）

まず、1点目の検討組織についてお答えします。委員構成については、まだ決定しておりませ

んが、議員御指摘のとおり客観性・公平性を担保するため、次のような方に委員の就任を依頼したいと考えております。まず市民代表については、総合政策審議会に市民代表として参加いただいている各町区長会代表の4名の方をお願いする予定です。その他の委員につきましては、広い見地で各施設の在り方を偏りなく検討できる方、市民生活者の実感を持って検討できる方、市の行財政についてバランスよく考えられる方、固定概念にとらわれず豊かな発想で意見を述べていただける方などを選びたいと考えております。このため、団体の長などの充て職とするのではなく、総合政策審議会に参加いただいている団体をお願いし、これらに該当する方を幅広い見地から御検討、御推薦いただき、その方々に委員就任をお願いする予定です。御就任いただく委員の皆様は、市民が中心となりますので、当然、該当する施設を利用する方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった利用経験なども踏まえて、複数の異なる立場から多角的に検討いただきたいと考えております。また、対象施設の現地確認なども含め、複数回の会議を要すると想定しておりますが、随時、議事録等をホームページで情報発信するなど、検討過程の透明性を確保したいと考えております。

次に、2点目の検討対象施設についてお答えします。公共施設在り方検討に取り組む目的は、公共施設の維持管理費と施設修繕や改修費等の縮減を図り、限られた財源の中で本当に市民にとって必要な施設を選択と集中によって維持していくことにあります。このことから、現状で特に維持管理費が高額となっており、かつ、施設の設置時からの人口減少や年代別人口構造の変化、ライフスタイルの多様化による需要の変化、町村合併による機能重複などの課題が顕著となっている指定管理・直営を含む温泉5施設、キャンプ場を含む宿泊9施設、スキー場2施設、人工芝4面の4種20施設を選定し、優先的に施設の方向性検討に取り組むこととしたものです。

最後に、3点目のスケジュールについてお答えします。現在は、市役所内関係部署による情報共有、施設の基本データの確認のための連携会議の開催と事務局による施設所管担当者へのヒアリングを実施しているところです。4月以降に市民検討組織の立ち上げとキックオフ会議、現地確認などもしていただきながら、年内を目途に検討組織としての提言をいただきたいと考えております。提言を受けた後の市の方針決定につきましては、第2期飛騨市総合政策指針において、指針の期間である令和11年度末までに方向性を決定することとしているところですが、協議・調整が整えば前倒して決定していきたいと考えております。なお、方針決定後は、方針の内容に応じて地元説明を行うなど、丁寧に進めてまいります。

〔建築企画監 田中義也 着席〕

○7番（森要）

検討組織は先ほど言われた市民代表は各町区長会代表の4名、あとその他いろいろ行政経験がある方は6名ということでした。前の説明には商工・観光関係者っていうこともありましたが、この方々は入っているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

先ほどの答弁で述べました総合政策審議会の参加団体の中に商工団体代表、観光団体代表という方がいらっしゃいますので、そういった方から御推薦をいただきたいというふうに考えており

ます。

○7番（森要）

了解しました。先ほど議事録公開とか検討過程は、その都度、透明性を出すということで非常にいいことだと思っております。先ほど市長も水上議員の一般質問の中で、非常に補修費がかかっているやつについてはもうやめるんだっていうことをちょっと言われました。いろいろ検討することは大事なんですけど、誰でも分かるような評価基準、先ほどもありましたが時代を経て人口も減ってきて、目的を果たしたのかどうかとか、そういった基準を設けて、指定管理を受けるときにいろいろな基準を作って採点されますけど、そういったものを作る可能性はありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

当然客観的データに基づいて示す基準、例えば利用者数の変化ですとか、かかるコストの多寡、そういった客観的に見える数字での基準も当然あると思いますけれども、そればかりではなく、やはりその施設があることによってその周辺の地域ですとか、住民とか、お店屋さんですとか、そういったところにどれだけの影響度があるといったところは、数字で示せるところ示せないところがあると思いますが、そういったものも含めて総合的に委員に検討していただきたいというふうに考えております。

○7番（森要）

ある程度皆さんが納得できるような、基準は作るっていうことではなくて、そういったことを示してやるという考えでよろしいですね。

先ほど2番目に質問しました施設については2施設ってことで、前にも総合的にやるってことが書いてあったので、見ればどこの施設ってことが分かると思ってあえて聞きませんでしたけど、今言われたのは維持管理とか、人口減少とか、ライフスタイルとか、いろいろ考えて選定したということのを伺いました。

今後のスケジュールについては令和11年度末までに方向性を決めると。しかし、ある程度方向性の決定を前倒しすることも可能だということ先ほど言われましたので、ぜひともそういった場合には、私たちについても市民についても、こういう理由でなったんだということがしっかり分かるようにしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

スケジュールにつきましては先ほど答弁しましたとおり、協議調整が整えば令和11年度末にとらわれず進めてまいりたいと思いますし、方針決定に至った際も、当然議会の皆様方ですとか、地元住民、関わる方への丁寧な説明を経た上で決定をしていきたいと考えております。

○7番（森要）

とても大切なことと思います。ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時40分といたします。

（ 休憩 午後1時36分 再開 午後1時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目、民泊事業について。近年、観光需要の回復や多様な宿泊のニーズの高まりにより、全国的に市街地では空き家がいつの間にか民泊となっている。宿泊需要に対応しきれないホテルや旅館の受け皿として、個人事業者の民泊参入が相次いでいる。民泊は、一般住宅の空き部屋を有料で提供するものです。民泊は、旅館業法に基づく簡易宿所許可ではなく、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づいて営業するが、年間180日以内と決められています。飛騨市においても、空き家の有効活用や観光振興の観点から、民泊は地域に新たな可能性をもたらす一方、生活環境との調和や運営の在り方について、一定の課題があるように思います。民泊は明確なルールや行政関与がなければ、地域住民との間に不安や誤解を生じさせる恐れがある一方で、適切なルール整備がなされれば、地域と共存しながら活用できる制度であると考えます。

そこで今回は、飛騨市における民泊が普及しつつある中で、現状の課題、そして今後の対応について市の考えを伺いたいと思います。

1つ目、市の民泊施設の現状把握は。私は、神岡町の知人より、近くに民泊をするらしく空き家のリフォームが行われているとか、古川町でもリフォームしてるけど民泊らしい。また最近、同じく古川町である町内周辺の空き家数件が民泊になるらしいとの話を伺いました。住宅宿泊事業法（民泊新法）による届出では、事前準備の中に近隣住民への説明とあります。神岡町や古川町も住民説明がされていないように思いますので、市内における市が把握している民泊事業の実態や件数、また、市として把握している住民からの声や懸念事項について、どのように認識しているのか伺います。

2つ目、民泊による問題点。全国的に民泊が増加しているが、やはり宿泊者による迷惑行為が問題となっています。例えば、1つは騒音やマナー違反が最も多いトラブルで、深夜・早朝の話し声やパーティー騒音、スーツケースを引く音など。2つ目はごみ出しや環境問題で、住宅地で

深刻なのがごみの分別が守られない、指定日以外にごみを出す、ごみ集積所の容量オーバーなど。3つ目は防犯や安全面への不安で、知らない人が頻繁に出入りすること自体が不安要素になっている。そのほかに無人営業の民泊が多いのが、管理者に連絡がつかない、トラブル時に対応してくれないなど、民泊を地域に根付かせ、住民が安心して受入れ、事業者も適切に運営ができる環境を整え、市として地域との調和を図るため、今後増えると思われる民泊事業の予防的観点から市独自のルールを検討すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

3つ目、民泊事業の推進は。個人的には、民泊事業の運営ができる環境が整えば、増えることはいいことであると思います。また、市民の皆さんにも理解が得られると思っています。民泊は仕事を持った人にとっては、ホテルよりもプライバシーが確保され、キッチンや洗濯機など生活機能が整った民泊施設は魅力的な選択と言われています。また最近、テレワークの普及やワーケーション文化の浸透により、滞在先として民泊を選ぶ利用者が増加しているそうです。4月には大学が開学し、また、令和9年には駅裏に商業施設ができる予定で、大いに賑わいを期待するところです。今まで飛騨市には宿泊施設が少なく、訪日外国人や国内観光客も飛騨市以外に宿泊していたものが、飛騨市に宿泊することで活気あふれる町になると期待しています。市として、民泊事業の推進をどのように捉えているか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

民泊事業について御質問いただきました。まず1点目の、市の民泊施設の現状把握についてお答えいたします。最初に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に基づく民泊と、旅館業法に基づく簡易宿所は運営形態が似ていることから、双方の違いについて御説明申し上げます。民泊はあくまで宿泊料を受けて人を宿泊させる住宅を指すのに対し、簡易宿所は専ら宿泊を目的とした施設を指します。そのため、民泊は一般の住宅を活用し、年間営業日数が180日以内に制限されています。また、簡易宿所が県の許可制であるのに対し、民泊は県への届出制となっており、民泊のほうが開業のハードルが低いという特徴がございます。

次に、市内の民泊の状況についてお答えいたします。民泊は、事業者が県知事へ届出を行った後、県から市へ文書で通知される仕組みとなっております。令和8年1月31日現在の県の公表データによりますと、県内全体で293件の届出があるうち、本市の届出件数は15件となっております。ちなみに、高山市ではインバウンドの増加に伴い61件の届出があり、簡易宿所を含めると360件以上と急激に増加しているそうです。全容把握が難しく、ごみや騒音に関する苦情、市民からの不安の声も増えつつあると伺っております。

飛騨市につきましては、県から通知のあった施設へ職員が赴くなど、詳細な情報把握に努めておりまして、現時点で民泊に関する大きな苦情は入っておりません。しかし、議員御指摘のとおり、住民の皆様が事前の説明不足により不安を感じておられることは課題であると認識しております。そのため、市といたしましては高山市などと連携しながら、監督機関である県に対し、県作成の「住宅宿泊事業の手引き」に基づく近隣住民への事前説明や適切なルール遵守を事業者に徹底させるよう働きかけたいと考えております。

次に、2点目の民泊による問題点についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、全国的に騒音やごみ出し、防犯面での不安といったトラブルが顕在化していることは、本市としても十分に承知しておりまして、先ほど申し上げました高山市の例もございます。市内の状況を不動産事業者へヒアリングしましたところ、隣接する高山市の地価高騰の影響もあり、古川町のJR沿線などでの空き家に関する問合せが急増しているとの情報を得ております。こうした状況を踏まえ、市では令和7年11月に民泊問題に精通された立教大学観光学部准教授の西川先生をお招きし、全国の自治体事例を学ぶ勉強会を開催したところです。

今後の市独自のルール検討につきましては、県が監督機関であることや、現在のところ市内で大きな問題が発生していない状況を鑑み、まずは既存ルールの徹底と状況把握を優先してまいります。今後も状況を注視し、地域住民の皆様の安心と観光振興が調和した環境づくりに努めてまいります。

次に、3点目の民泊事業の推進についてお答えいたします。宿泊ニーズの多様化やテレワークの普及に伴い、キッチンや生活機能を備えた民泊施設は、国内外の観光客にとって魅力的な選択肢となっております。市といたしましては、民泊事業を否定するものではなく、健全な民泊事業者は地域活性化に寄与する可能性を秘めていると考えております。特に、民泊やゲストハウスなどの多様な宿泊形態は、インバウンド客をはじめとする新たな滞在層の取り込みに資するものと考えております。また、空き家が適切にイノベーションされ、活用されることは、空き家対策のみならず本市の貴重な町並み景観の保全につながるという側面もございます。大学開学や駅東の商業施設整備など、本市が大きな転換期を迎える中、宿泊キャパシティの拡充は活気あふれるまちづくりの鍵となりえます。重要なのは運営においてルールが守られるかどうかです。県が作成しました住宅宿泊事業の手引きに記載された事項を遵守し、地域住民と誠実に向き合う事業者に対しては、市としても積極的に応援し、健全な民泊事業の発展を後押ししてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず1つなんですが、民泊事業というのは県への届出ということで、市は直接関与しないということなんですが、実際何かトラブルがあったときは、結局迷惑を被るのが市民なんですよ。なので、全国的なルールはあると思いますが、旅館とかホテルは例えばロビーがあったり、旅館の家主の方がいらっしゃるんですけど、民泊でも家主が住んでいてそこに民泊するパターンと、まるっきり家主がいない民泊、フリーに出入りできる場所があって、先ほど言いましたように特に問題なのはそういった家主がいない民泊では、騒音だとか騒ぐだとか、ごみのルールを守らないとか、そういったことがあるんで、やはり県とはいいながら市民の皆さんが何かトラブルあったとき、特にごみの集積なんかは近所の方が結局片付けたりするのをよく報道で見ると、だから、届出は県でありますけども、市独自のルールづくり、特に民泊をやる事業者の方にそういったルールを守らせる何か明確なものは作ることはできませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市独自のルール設定をということですが、この民泊新法の場合はですね、その自治体に

よる上乘せの規制といたしますのは、都道府県もしくは保健所設置市ができることに法律で決まっております。ですので、飛騨市の場合ですと岐阜県が独自に規制を加えるような条例を作っていたかなければ、そういったことが法令的にはできないという仕組みになっておりますので、今後の状況をよく見ながら県での厳しい規制が必要なようであれば、そういったことを働きかけていきたいと考えております。

ちなみに、岐阜県の場合は岐阜県住宅宿泊事業条例という条例は一応設けてありまして、その中で民泊の事業者が宿泊者に対して周辺地域の生活関係への悪影響の防止に関し必要な事項をちゃんと説明しなければならぬですとか、周辺地域の住民から苦情があった場合には県が宿泊者へ注意をしたり、改善されない場合は退去を求めることができるといったような条項は設けられておりますけれども、すごく厳しいものではなく、努力義務といったような規定になっております。そういったことも考え合わせながら、今後の状況等を考え合わせて、県へも強く働きかけをしていきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに私も県の民泊の条例を見させていただきました。うたってあることはごもっともなんですけども、例えば飛騨市で民泊の苦情が出たときに、県がすぐ対応してくれるというのはちょっと疑問なんですよね。やはり市にそういった窓口があれば住民の方も安心するんだと思いますけども、民泊が始まって何かトラブルあったときに、住民の方はどこへ相談していいのかも分からないと思うので、民泊に対する窓口を設けるような検討はされないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

通常、観光客の方の宿泊に関しますことと、大体まちづくり観光課にどんなお話も入ってきますので、万が一そういった苦情に関することがあった場合は、当然、まちづくり観光課に一報はあると思われまますので、それを受けたところですぐに岐阜県飛騨保健所に連絡をして対応いただくなど、そこは速やかに対応していきたいと思っておりますし、先ほど答弁で申し上げましたように、届出を受付けましたところで職員が現地へまいりまして、事業者の方と接点ができれば、当然周りの御近所への説明をしっかりと徹底していただくことなどはお願いしておりますけれども、そういったことをしっかりと取り組みながら、御近所の皆様に御迷惑がかからないように、御理解いただけるようなことをやっていきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今、部長がおっしゃった住民への説明ということで書かせてもらったんですけど、私知る限りでは神岡町で1件、古川町で2件と聞いたんですけども、結局住民の方はそういった事業をやられる方の説明じゃなくて、大工さんが来ているので「何ですか。」と聞いたら、「どうも民泊らしい。」ぐらい、大工さんもその程度しか説明がなくて、物事は進むけど事業者の方は説明にも来ないと。そういったことで大工さんに言っても、何ももちが明かないのでっていうことだったんですね。今聞いたら飛騨市に15件も民泊事業があるということで、市役所として説明がなされたかどうかの把握っていうのはされてるのか、まだ全然住民の方に説明がされていないから今後進めるということなのかお聞きします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

現在は事業者の方とコンタクトができたところに関しては御説明をされているかどうかとか、まだなようでしたらちゃんとしていただくようお話ししておりますけれども、いかんせん届出があつてからでないとは分かりませんし、住所と事業者の名前しか分からないところがあつて、御自宅等で開業されてる場合はいいんですけれども、事業者が別のところにお住まいの場合ですとコンタクトを取ることにちょっと時間がかかったりする場合がありますので、そこはたびたび連絡を取る努力を重ねながら、しっかり市としても把握できるように進めていきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

民泊ってというのは、これから全国的にどこも増えてくると思いますね。それで、事前の住民への理解が得られないもんですから、飛騨市でも民泊っていうと何か悪いイメージ、音がして、ごみは捨てていく、たばこのポイ捨てをするっていうイメージがあるので、民泊自体が悪い宿泊施設のようなイメージがありますので、とにかく県の民泊の条例を見ますと、1番に準備する前に近隣住民への説明っていうふうに、準備段階で書いてありますよね。ですから、幾ら届出があつても、恐らく県からはこういった話があるってことは、当然飛騨市にも来ると思います。そのときにしっかり住民への説明をということをお願いしたいと思います。

それと、私が一番心配してるのは、先ほども言いましたけど、民泊でも家主がいない宿泊施設がありますよね。24時間出入りができて自分の家のように使うもんですから、犯罪組織が利用して都道府県を転々とするというような事件も最近ありました。幾らそういう民泊であってもルールを決めて、例えば門限を決めるだとかしないとそういった犯罪の温床になるような気がするんで、24時間自由に出入りするんじゃなくて門限を設ける。夜中キャリーバックを引く音で睡眠不足だとか、そういったこともあるようですので、飛騨市民を守る意味でもぜひその辺の検討をしていただきたいというふうに思っております。

最後ですが、民泊事業はこれから伸びると思っております。地域住民の方の理解の元で伸びていく事業だと思いますので、ぜひ市民の方が民泊が来るという拒絶反応起こさないような取組をしていただきたいというふうに思っております。

それでは2つ目の質問をいたします。市有施設のLED照明化について。令和5年11月にスイス・ジュネーブで開催された水銀に関する水俣条約締約国会議で、2027年末での蛍光ランプの製造禁止が決まりました。それにより、今年の9月末までで製造を終了予定の国内メーカーもあり、これまで以上にLED化を急ぐ必要が出てきました。

世界的にLEDの需要が急増するので、世界的な資材不足に陥る可能性があるそうです。全国で一斉にLEDへの転換が始まれば、資材不足と価格高騰が起こることが懸念されます。特に、自治体が所有する施設には学校や病院、公共の公民館、体育館など点灯が許されないものが多くあります。飛騨市においてもゼロカーボンシティ宣言により、市所有施設における照明のLED化工事を進めています。行政運営に欠かせない庁舎や市民利用が多い施設から順次LED化を進め、計画的な整備を実施するため予算化されています。今回の蛍光ランプ製造禁止に向けて、

今後の市の対応について伺います。

1つ目、LED化の進捗状況は。LEDは従来の蛍光灯に比べて約86%もの節電効果があると言われていています。また、寿命も長く、一般的に8年から10年程度の使用が可能で、交換頻度が減り、廃棄物の削減にも貢献し、電気料金の削減と地球温暖化対策にもなります。市では令和6年度は約2,100万円、令和7年度は1億100万円、市所有施設のLED化工事を実施し、令和8年度予算でも約7,100万円計上され、市所有施設のLED化工事が実施されようとしています。令和8年度予算で工事が実施された場合、市所有施設のLED化工事の進捗状況を伺います。これは今まで全体で何%を終了したかということです。また、今後もLED化工事が残っていれば、完了時期はいつ頃になりますか。

2つ目、市民への周知について。照明工業会が発表している1万人を対象としたインターネット調査では、2027年末で蛍光灯の製造と輸出入が禁止になることを知っていますかとの問いに対して、「知らない」と回答した方が86.4%を占めたそうです。多くの人々がまだこの重要性を認識していないことが明らかです。蛍光灯の2027年問題は生産終了であり、既に設置されている蛍光灯を直ちに交換する必要はありません。つまり、現在使っている蛍光灯は切れるまで使用が可能です。しかし今後、交換用の蛍光灯が入手困難になり、価格が高騰するリスクもあり、早めの対策を検討する必要があると思います。市民の皆さんがどの程度、蛍光灯が製造中止になることを認識されているか分かりませんが、市として市民の皆さんに2027年末で蛍光灯の製造が中止になることをお知らせすることが必要ではないでしょうか。市の対応を伺います。

3つ目、市民への交換支援策は。物価高騰の中、LED照明への交換費用は、市民の皆さんや事業者の方にも相当の経費負担となります。蛍光灯をLEDに交換する際、器具によっては工事不要で簡単に交換できるものや、電気工事が必要なケースでは工事費が発生します。そこで飛騨市のゼロカーボンシティ宣言の推進の観点から、今進めている省エネ家電製品への買替え支援では、購入費用の4分の1、上限5万円の補助がありますが、照明家電に特化した補助率を上げ、早期の交換を推進する必要があると思います。購入費用の上限金額の増額などの検討をされてはどうかと思いますが、市の考えを伺います。

4つ目、LED化による電気代の削減額は。飛騨市が進めている公共施設や街灯のLED化工事で、令和7年度末まで概算でどれくらいの電気代が削減されたのか。また、飛騨市の公共施設や街灯全てがLED化照明工事を完了した場合、市として年間予想される電気代の削減額をお示してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

私からは、1点目のLED化の進捗状況及び今後の完成時期についてお答えいたします。

本市では令和5年度からLED化に着手し、まず市役所本庁舎のLED化を実施いたしました。続いて、令和6年度には神岡振興事務所、古川消防署、飛騨市民病院、古川・神岡両浄化センター。令和7年度には市役所西庁舎、ハートピア古川、図書館施設、古川消防署北分署へ順次拡大をしてまいりました。令和8年度につきましては、議場、市内全小学校、火葬場、古川トレーニ

ングセンターなどへの着手を予定しております。令和8年度末においては、施設数ベースでLED化対象の216施設のうち約12%が完了する見込みでございます。財源につきましては、主に脱炭素化推進事業債を活用しております。この事業債は、環境負荷軽減を目的としたものでございますが、交付税措置は50%と限定的なものでありまして、市の実質負担も比較的大きくなります。こうした事情から、全ての対象施設を短期間で一斉に更新することは財政的に困難であるため、特に電力使用量の多い行政施設、学校、子育て支援施設など、削減効果の高い施設を優先的に実施しております。

また、対象施設には将来的に統廃合や施設の在り方検討が必要なものも含まれております。このため、LED化の完了時期については、一律に定めることなく、施設の重要度、利用状況、財政状況を踏まえながら段階的に進めるとともに、さらに一部の施設については、消耗品の備蓄による維持管理を選択肢に含めるなどして、効率的な運用に努めてまいります。

なお、脱炭素化推進事業債は期間が令和12年度まで延長されました。これを踏まえまして、本事業債を有効に活用し、財政負担を抑制しつつ着実に事業を進めてまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

2点目の市民への周知から、4点目のLED化による電気代の削減額についてまとめてお答えします。

まず2点目の市民への周知についてですが、議員御指摘のとおり水銀に関する水俣条約第5回締約国会議での決定に基づき、一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入は令和9年度末で廃止されます。これを受けて環境省では、計画的な交換を呼びかけるポスターやチラシを自治体を通じて配布しております。市としましても、これらのポスター掲示やチラシ配布による広報を実施するとともに、市独自では令和6年5月にホームページ及びSNS、令和7年10月に再度ホームページでの周知活動を実施しています。今後は廃止期限が迫っていることから、こうした広報活動をより小まめに行っていく考えです。

次に、3点目の市民への支援策についてお答えします。まず飛騨市では、自治体会等に対してLEDへの交換支援策として、自治会等が所有する集会施設の整備に対し補助率2分の1、上限200万円の補助金。また、同じく自治会が維持する防犯灯1灯につき補助率3分の1、上限7,000円の補助を行っております。さらに、議員御指摘のとおり市民向けには省エネ性能に優れた家電製品の買替え支援策として、令和4年度から工事費を除く購入金額の4分の1、上限5万円を補助しております。対象品目は、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、照明器具です。過去の交付実績は、令和4年度119件中LED27件、令和5年度111件中LED11件、令和6年度105件中LED23件、令和7年度1月末時点では73件中LED16件となっております。令和7年度のLED補助申請の平均補助額は1万7,000円となっております。県内で同様の補助制度を設けている市は下呂市と関市ですが、いずれも補助率2分の1、上限1万円であるため、飛騨市の支援策は手厚いものと考えており、上限額の増額は予定しておりません。

最後に、4点目のLED化による電気代の削減額についてお答えします。市役所本庁舎、神岡振興事務所、古川消防署、古川・神岡両浄化センターにおける改修前の令和4年度または令和5年度と、改修後の令和7年度の4月から1月までの使用料を比較しました。神岡浄化センターでは、電気使用量が34万7,761キロワットアワーから28万3,073キロワットアワーに減少し、6万4,688キロワットアワー、19%の削減。電気料は933万7,000円から814万2,000円で111万9,500円、13%の削減となりました。古川浄化センターでは、電気使用量が約3万6,000キロワットアワー、5%減少しましたが、電気料金は90万6,000円、6%増加となりました。これは電力会社の単価上昇によるもので、市役所本庁舎も同様の契約のため、同じ現象が見られます。古川消防署では、電気使用量が約2,752キロワットアワー、4%増加し、電気料金は31万3,000円、13%増加しております。これは改修に伴い、冬季の暖房を灯油から電気に変更したためです。神岡振興事務所にも同様に、電気使用量が増加しています。

以上の結果から、LED化による削減効果は電力単価の変動や暖房方式の変更など、建物改修のほかの要因で電気使用量が増加する場合もあるため、電気料金の削減額を一概にお示しすることはできません。また、建物の使用状況により電気使用量が増加するため、削減額を明確に示すことは難しい状況です。しかしながら、あえて使用状況が同じ防犯灯で電力単価の変動がないと仮定した場合に試算いたしますと、古川町内の行政区等が管理する防犯灯1,955本において、従来の防犯灯で552万7,000円かかっていた電気料金が318万9,000円となり、233万8,000円、41%の削減が予測されます。いずれにしましても、公共施設における温室効果ガス削減は喫緊の課題であり、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組んでまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず、216施設でまだ12%の完了、恐らくこれは先ほど岡田部長から説明があったように大きいもの、どうしても必要なものだと思っておりますのでいいんですけども、完了時期っていうのは、まだ先が長いので想定できないということでもよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御指摘のとおり今からどうするかっていうことを、施設の在り方検討もございまして施設の利用状況も加味しながらやっておりますので、何年度までにとというような明確な期限は定めておりません。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ただ、今蛍光灯が廃止になってLED化になるんですけども、御存じのようにLEDはレアアースを使っておりますし、今輸入も困難ということもあります。それと世界中でLEDの需要が高まるということで、価格が相当高騰すると言われてますよね。そうした場合、今交付税措置が50%、持ち出しが50%あるということなんですけど、それを考えると多少市の真水を使ってでも進めたほうが将来的にコストダウンになるんじゃないかというふうに思っておりますけど、先ほど施設の統廃合とかいろいろあるというふうに言われましたけど、まだ12%しか完了していないということは、まだまだ必ず更新しなければならないという施設もあると思っておりますけども、LED化の高騰

分を検討した場合、先行して工事を進めるというお考えはないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

12%はあくまでも施設数ベースになりますので、LEDの数がこれだけあって12%というものではないということをお話させていただきましますと、確かに議員御指摘のとおり早くできればいいと思いますが、今ほどの財源の問題がありますので、先ほどの脱炭素化事業債のほうは12年まで延びましたので、それをやっぱり有効活用しながら、そのときの状況を見ながら進めていくということがどうしても必要になってくると思っています。先ほど環境水道部長から答弁がありましたように、電気料金によっても影響されてくるということをお踏まえましますと、計画的に一気にやってしまうということは非常に難しいんじゃないかというふうに捉えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。あと、今ほど市民の周知のことで、令和6と令和7年度に市民への周知をしたというふうに言われましたけども、大変申し訳ないんですけど、私はそれがあつたかどうかも確認してなくて、要は広報に載せたから完了じゃなくて、やはり皆さんが理解してもらわないと幾ら何回出しても周知されなければ一緒だと思います。特にこういったLEDじゃなくて蛍光灯を使っている世帯というのは、高齢者世帯の方が多いと思います。そうすると紙面を見る機会も恐らく少ないんじゃないかと思っておりますので、やはりこれは出したからいいんじゃないかと、周知して分かってもらうことが前提だと思いますので、今後、特に高齢者向けに周知するとか、回覧板も見ないのでどういった方法があるか分かりませんが、もう少し何か皆さんに周知するような検討をしていただけないか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

4月の頭に区長回覧がございますので、そこでは一旦入れる予定でございます。また、それでもなお周知が必要ということであれば、前向きに検討させていただきます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今環境水道部長が言われたように4月にあるということでもいいんですが、やはり配布した後にちゃんと確認できたかのチェックまでできればお願いしたいというふうに思います。

あと私が一番心配してるのは、こういった新しいことが出てくるとよくあるのが詐欺ですよ。高齢者の方に本当は簡単に替えられるものを電気工事まで含めた工事をしないとイケないとか、そういった悪徳業者が出てくることは間違いないと思います。それで、例えば市民の方で心配な方は、市の業者と市が連携して調査・見積もりをしていただくような、そういった考えを持っていただけませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

詐欺とかそういった悪徳商法が当然出て来るかもしれませんが、そういった際には当然私

どものほうに問合せをいただきまして、こういった事例があったということをまずはお知らせいただきたいと。その中で、もし私どものほうで対策できることがあれば対策をしていきたいというふうに考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

起きてからでは何もならないので、事前にそういった世帯への周知をお願いしたいというふうに思っております。

あと補助の件なんですけど、今ほど言いましたように蛍光灯のままでいる世帯というのは、どうしても高齢世帯とか低所得者世帯の方が多いのではないかというふうに私は想像してますけども、例えば高齢者宅とか低所得者世帯に特化した補助率を上げるというような検討はしていただけないか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほども答弁いたしましたように他市に比べて補助金は出しておるほうだということを考えておりますし、高齢者の方がどれだけいらっしゃるかということまでは調査しておりませんし、そういったニーズがあるのかどうかもまだ分かりませんので、もしそういった御要望があるようでしたら検討はしますが、ただ、直ちにできるものではないということだけ御理解いただきたいと思えます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

蛍光灯って寿命が短いので、例えば高齢者世帯の方が夏に暑いけども電気代が高いのでエアコンをつけなくて亡くなるということもありましたし、今回の蛍光灯も我慢して真っ暗なところで生活するなんてこともあり得るかもしれません。高齢者世帯というのはすぐ分かると思えますので、区長配布のアンケートでもいいのでぜひ把握していただいて、補助金が出るのかどうかは分かりませんが、そういった現状を把握することが重要じゃないかと思えます。もう1年切っていますので、市民への調査、特に高齢者世帯の調査というのはできませんか。もう一度お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今年度の予算で計上しておりますけども、エアコンの購入に関しまして高齢者の方に限定したもの、新規のものも今回追加しております。その中でLED化はどうかというようなことは、もし申請があった場合にうちのほうから確認することはできますので、その程度は最低でもやらせていただきたいと思いますと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

照明がなくてちょっと生活ができないんで、我慢することのないように。それと、例えば高齢者世帯で全部の部屋をというんじゃないんで、最低限生活の範囲内の照明だけでも補助金のアップをしていただければというふうに思ってますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

こういった質問をすると、皆さん慌てて蛍光灯がなくなるのでということで心配されるんで、

やっぱり市のほうからは過度な心配をしないように明確に伝えて、そういった悪徳業者に気をつけるとか、不安を軽減するようなアナウンスをしていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。これで一般質問を終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時35分といたします。

（ 休憩 午後2時29分 再開 午後2時35分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。今回は大きく2点の質問をいたします。

早速ですが、まず初めにeスポーツへの取組について3点お尋ねをいたします。日本eスポーツ連合によると、eスポーツとはエレクトロニック・スポーツの略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽・競技・スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技として捉える際の名称とされています。

近年、eスポーツは単なる娯楽の枠を超え、教育、福祉、地域活性化、観光振興など多様な分野と結びつく新たな産業・文化として急速に発展をしています。国内では自治体が主導し、高齢者の健康増進事業や世代間交流事業、さらには地域イベントや移住促進施策にeスポーツを活用する事例が増えており、昨年行われた「ねんりんピック岐阜2025」では幅広い世代の交流を図り、参加者の健康づくりや生きがいを目的としたオリジナルイベント「eスポーツ大会」も開催をされました。国民体育大会の文化プログラムとしての参加や、全国高校eスポーツ選手権なども行われており、今はどの世代の方にも身近な存在となっています。また、岐阜県eスポーツ連合ではeスポーツ交流会が行われ、富山県でも富山県eスポーツ協会が設立されるなど、本格的な普及を目指して交流の場や対戦の場を設けるため大会を催しています。一般的なスポーツと違い天候に左右をされないということや、身体機能が衰えてもできるゲームであるので参加しやすいということもあると思います。人口減少や高齢化が進む中、新しい切り口による地域の活性化策が求められております。eスポーツは年齢や身体能力にかかわらず参加可能であり、交流人口の拡大への可能性も有しています。そこで、飛騨市におけるeスポーツ推進の可能性について伺います。

1つ目です。市の見解について伺います。eスポーツの社会的な意義及び地域振興への活用の可能性について、市としてどのような認識をお持ちでしょうか。また、これまでに検討された経緯があればお示しください。

2つ目は、高齢者福祉と健康増進への活用についてです。他の自治体では、高齢者のフレイル予防や認知機能の向上、対戦相手との練習や対戦の場をつくることにより交流ができ、孤立予防や生きがいづくりを目的としたeスポーツ事業が実施をされています。奈良県川西町では3か月間にわたり、70歳前後の男女を対象にeスポーツの機会を提供する試みを行った結果、認知機能改善へ絶大な効果が見られたと発表をされています。実施前の測定では軽度認知障害という状態にある人が参加者14名中6名でしたが、eスポーツを週に1回、わずか3か月の取組後の測定では、軽度認知障害の疑いのあった6名のうち5名が回復をし、大きな効果が表れたとのこと。これらの結果が出たのは、スポーツゲームなどで相手の動きに応じて自分の体を動かしたり、どうすればよい結果を出せるかと参加者同士で話し合ったりしたこと、リズムゲームで合図に合わせて適切なタイミングで体を動かすなどしたこと、認知機能や運動機能に直接的な効果をもたらしたとのこと。飛騨市においても、高齢者のフレイル予防や健康施策の一環としてeスポーツを導入する予定はないか、また、こうした取組への考えを伺います。

3つ目、インクルーシブな地域づくりについて伺います。インクルーシブeスポーツ大会とは、障害の有無にかかわらず全てのプレイヤーが同じルール、同じ舞台で競い合うことを目的とした試合です。これは単なる音声参加にとどまらず、互いを対等なプレーヤーとして認め合う場としての意義を持ちます。身体的な条件や年齢、性別、居住地域といった制限を超え、多様な背景を持つ人々が同じフィールドで対等に参加交流ができるため、新たな社会参加の手段としての可能性を帯びています。また、eスポーツを活用した自治体の取組による研究結果を発表するシンポジウムも開催され、インクルーシブ教育、障害者支援、高齢者支援などの事例は全国に広がっています。産官学連携も含め、飛騨市としてもモデル事業や実証的な取組を行う考えはないのか、方針を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

市におけるeスポーツの取組について3点御質問いただきました。市役所全体に関わるテーマですが、高齢者の健康増進及び福祉の観点に鑑み、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目です。現在、eスポーツに関する取組は全国的に見ると増加傾向にあり、自治体や企業、NPOなどが多様な形で推進しています。しかし、若年層にとっては浸透しているeスポーツも、広く一般市民、特に高齢者層にとってはまだなじみが薄いものと認識しています。市としては、認知機能や運動機能への直接的な効果というよりは、ゲームを通じて成功体験を楽しみ、多世代間の交流を促し、孤立予防や生きがいづくりにつながるといった社会的な意義の観点から、eスポーツは有用なツールの1つであると考えております。

2点目の高齢者福祉と健康増進への活用、3点目のインクルーシブな地域づくりについては関連がありますので、まとめてお答えいたします。昨年度、岐阜県老人クラブ連合会主催のeスポ

ーツ普及に関する説明会及び体験会が高山市で開催されました。飛騨市朝霧連合会からの案内を受け、市からも地域包括ケア課の職員が参加いたしました。体験会では、ゲーム内でのボウリングやテニスといったスポーツのほか、太鼓を使ったリズムゲームなど、体と頭を使いながら高齢者が十分に楽しめる内容で、その活用の可能性を強く感じました。そこで、令和6年11月にはeスポーツを積極的に推進している自治体の地域包括支援センターが開催する教室へ視察に伺いました。この教室は、集会施設にて月2回定期的に実施されており、その普及に当たり2つの課題があることが分かりました。1つは機器の購入や管理について、もう1つは機器の準備、設定、操作説明を行う人材の確保です。1つ目の機器の購入に関しては、朝霧連合会にて高齢者の居場所づくりとフレイル予防を目的に、市の補助金を活用し機器の購入と管理運用を開始いたしました。さらに、令和7年10月に開催されたeスポーツ体験会には各单位クラブ代表者60名が参加され、同年11月からは単位クラブへの機器貸出しが始まっております。しかし、機器の使用法や活用促進に不安があるという声があるため、2つ目の課題である人材確保について検討を進めています。来年度は古川中学校のマイプロジェクトと課題を共有し、中学生が高齢者の健康増進や介護予防の取組を理解しながら、eスポーツの普及をとともに考えていく事業として調整を進めております。この取組を通じて全国的なモデル事業とはいかないまでも、中学生と高齢者をつなぎ、市が教室を準備するのではなく、地域の中学生を中心とした高齢者の介護予防活動が生まれることを目指しております。これにより、多世代がともに地域交流できる時間や居場所の創出につながることを期待しております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○3番（小笠原美保子）

進めよう、進めようと思って準備してきていたので、思ったより進んでいて驚きました。

ちょっと1つ教えてください。古川中学校のマイプロと協力して調整を進めてるって話だったんですけども、中学生の子が高齢者の方とともにeスポーツを楽しくするっていうことばかりではなくて、指導役って言ったら変ですけども、教えたり高齢者の方に寄り添ってやっていくのが中心ってことですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

マイプロなんですけども、中学生が自分たちで課題を考えてそれを解決していくという事業ですけども、この場合は、事業の目的としましては高齢者にeスポーツを普及させて、心理的効果、身体的効果、社会的効果を求め検証するものでございます。そういったことはありますけども、要は中学生が中心になって高齢者と交流しながら、eスポーツというゲームを通じて交流が深まっていくとともに、高齢者のほうもストレスの軽減とか、フレイル予防とかそういうものにつながって相乗効果があるんじゃないかということで現在計画を進めていますが、まだいつからやるということも決まっていないというような状態でございます。

○3番（小笠原美保子）

ということは、今伺ったのが朝霧連合会の方たちが主体になってという話だったと思うんですが、まずは古川町を中心にして、そこからまた今後市内に広げていくっていう感覚でよろしいで

すか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

実際そういうことになると思うんですけども、セットのほうは4セットございまして、各シニアクラブに配置できますので、どこからでも広げていくことは物理的にはできるという状況でございます。

○3番（小笠原美保子）

単純に思ったんですが、60人の参加があったと先ほどおっしゃってました。その機械を各地域へ持って帰ってすごくやりたい人が殺到すると思うんですが、今後様子を見ながらその4セットは増やしていくっていう可能性はあるのかお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

これはシニアクラブへの補助金を利用したものでございまして、たまたま県の補助金も若干ついたということなんですけども、要望があれば検討をしていきたいとは思っています。60人興味があったということで非常に嬉しいんですけども、たった60人ですので、その場合、高齢者を引っ張り出すと言ったら失礼ですけども、そういうことが重要かなというふうに思っております。

○3番（小笠原美保子）

今中学生と連携するってことでしたが、これは教育のほうでも取り組んでいる働きは全国であると思います。私ちょっと調べたんですけど、教育のほうに使う場合は株式会社SEGAとかでも無料で提供があったりするのですが、今後中学生の様子を見ながら教育のほうへ波及していくとか、そういった可能性があった場合、検討をしていただけるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

学校側の立場でないものであれですけども、eスポーツと言うと聞こえはいいんですけども、テレビゲームですのでその辺は慎重に対応する必要があるかなと思いますけれども、判断は各学校でされるものだと思います。

○3番（小笠原美保子）

ちょっとつかぬことを伺いますけども、シニアの方たちは大体年齢的にはどのぐらいの方たちですか。シニアって言っても幅が広いと思うんですけども、比較的若いシニアなのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

シニアクラブの方、大半は70歳以上、中心になるのは75歳前後の方かなというふうに思っております。

○3番（小笠原美保子）

分かりました。夏場とか暖かいときは皆さん畑をやったり、スポーツをやったりして元気に外に出ていらっしゃるんですけども、フレイル予防っていう点で考えると屋内でできますので冬場が最適かなとは思っていたんです。70代であれば、まだ冬場であっても車の運転もできると思いますし、楽しんで参加ができるのかなというふうにちょっと感じました。

これからの話にはなるとは思うんですが、インクルーシブなっていうところの話をしたときに、障害がある方とかいろいろな世代の交流でっていう話をちょっと入れたのですが、そちらの方面でっていうのは検討される予定はないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

もう一度お願いします。

○3番（小笠原美保子）

分かりにくかったですね。結局、地域でって考えたときに、高齢者だけに特化するっていうのではなくて、障害があるとかないとか、例えば小さいお子さんであるとか、いろいろな世代の方であるとかっていう、もう全部ひっくるめてっていう話になると私は思って3つ目の質問をしたのですが、広い範囲で検討されるっていう予定はないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

インクルーシブっていうのは包括とか包摂とかっていう意味だと思うんですけども、いろいろな障害者、その他やっぱりいらっしゃると思うんですけども、このスポーツをどのようにアプローチしていくかっていうハードルが1つありますので、検討はしていきたいと思えますけれども具体的にイメージができればそちらのほうにもぜひ進めていくべきものだと思いますし、例えばシニアクラブとか愛好家の皆さんが大会を企画していただいて、そこに参加していただくっていうのも1つの手法かなというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

せっかく高齢者の政策のほうで盛り上がってるのであれば、私は広げていただきたいなというふうに思います。国のほうでもですね、スポーツのほうを重点におけばスポーツ庁から補助金が出ますし、地域創生の取組のほうに重点を置けばそちらの内閣のほうから補助金があるっていうのは見ましたので、高齢者のほうからいろいろ波及していくといいなっていうのは感じています。

そういったときに、これは今後の話になるから場所の話とか細かいことはちょっと申しませんが、今高齢者の方でも馬鹿にはできなくて、さっきの話でも70代の方が中心っておっしゃるので高齢者なんて言うのもちょっとはばかれるんですけども、いろいろとデジタル機器を使いこなしていらっしゃる方がほとんどで私でも追いつけない方もいらっしゃいます。お店とかへ行っても80代の方がパソコンを扱いながら対応してくださるお店もありますし、さるばるコインだって80代、90代の方でも使っていらっしゃいます。そう思ったときに本当に可能性が広がるなって、今の1つのところを取っても活性化につながるとは思います。そこら辺のところ、どういった

ビジョンでいらっしゃるのかだけ聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

ビジョンというのはちょっと大きい話になるかもしれませんが、今おっしゃったようにやっぱり70代の方でも十分電子機器とかを使いこなされる方はたくさんいらっしゃいますので、その人たちを中心に普及していけばいいかなと思いますけども、パソコンなんかでも、まだパソコンがマイコンと言われていた頃に今の75歳くらいの人が十分使っていましたので、今本当にそういうデジタル・ディバイドってものは解消されていくと思いますので、いろいろな方法はあるかと思えますけども、だんだん全ての市民がそういうものを使いこなしていけるようになればいいかなと思いますし、このeスポーツもその1つであればいいかなというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。では次の質問に移ります。

2つ目の質問です。自治体の存続戦略と産業機能の位置づけについて3点質問をいたします。我が国では人口減少が加速し、多くの自治体において医療・教育・上下水道・道路などのインフラや公共サービスを従来と同じ水準で維持することが年々困難になりつつあります。こうした中、救急医療におけるトリアージの考え方になぞらえ、どの地域をどの水準で維持するのかという選択を国民的合意の下で進めざるを得ないと指摘した記事が2025年12月31日に朝日新聞が報道しています。同記事では、1つの目安として救急病院や高校などの基幹的公共サービスを安定的に維持できる人口規模は概ね3万人前後とされること。一方で、人口規模が小さくても農業、林業などの1次産業が活発で社会全体に不可欠な機能を担っている地域については、別の評価軸が必要であるとも指摘をされています。人口減少は、将来の話ではなく現実の課題です。今日も先ほどから関連した質問が続いており、守り方など課題となっていくのだと感じています。飛騨市においても生産年齢人口の減少と高齢化の進行は確実に進んでおり、地域の担い手不足や地域経済の縮小、行政需要の構造やインフラ、施設の維持管理などに今後影響を与えていくことになると思います。地域の誇りや暮らしを守りながら、持続可能な自治体経営で、将来世代に負担を残さないためにできることなどの考えを伺います。

1つ目、人口減少を前提とした基本認識について伺います。今定例会において令和8年度から令和12年度までの飛騨市過疎地域持続的発展計画が提出されています。その中で、飛騨市の人口が2004年の市町村合併当時3万148人から、2020年の国勢調査では2万2,538人まで減少し、2050年には現在の人口の半分となる1万1,268人へ大きく減少すると推計されていると記されています。5年後、10年後と徐々に減少していくわけですが、その人口規模、人口構成を前提とした場合の財政の見通しで自治体経営をどのように描いているのでしょうか。また、その長期財政のシミュレーションなどは市民に分かりやすく公表する必要があると考えますが、考えを伺います。

2つ目に、地域を維持する考え方について伺います。地域トリアージという考え方は、決して冷酷な切捨て論ではなく、人口減少と財政制約という現実の下で限られた資源をどのように分配すれば、より多くの住民の生活と地域機能を守ることができるのか、感情論ではなく明確な基準を持って真剣に考える、責任ある判断ではないでしょうか。地域には土地があり、人が住み、知

恵や工夫があります。地域資源を生かし、付加価値と生産性を高め、道を切り開く可能性を示し、努力が報われる環境を整えることこそが行政の役割であります。令和8年度の当初予算のテーマとして「身近な暮らしの課題への回帰・持続可能な飛騨市づくりへの堅持」と掲げられ、限られた財源・人材の中で真に必要な事業を見極める必要性や、飛騨市の将来世代を見据えた原点回帰の編成とされ、優先順位の明確化や最小の経費で最大の効果とあります。人口減少先進地としての全国モデルとなるまちづくりを実践していくために、将来に責任を先送りすることなく、現実を直視した上で何を守り、育てていくのかという理由や方針を住民に示し、理解を求めながら進んでいくことこそが大切ではないでしょうか。将来的に地域ごとの特性に応じた機能分担や地域別の維持コスト、あるいは拠点集約を行う可能性など、どのように描いておられるのか伺います。

3つ目は、持続可能な戦略はどのようなものでしょうか。今後の過疎地域を存続させるために農業、製造業、観光業など、地域が担う産業機能の強化が不可欠であり、地域資源とニーズを見極め、付加価値や生産性を高めていく視点が重要になります。また、産業の高度化や地域資源の活用は、住民や事業者の挑戦によって大きく実現していくと考えます。飛騨市過疎地域持続的発展計画の対策にも「多様な人材が活躍する産業の支援」、「少人数でも持続可能な産業の支援」、「自ら起業する人の支援と仕事づくり」など、産業の振興の事業計画が記されています。そのように事業者の挑戦を後押しするとともに、行政手続きや規制緩和など民間活動の推進のための取組はどのように進められていくのでしょうか。単なる雇用対策ではなく、自らの足で立ち続けるための条件を整える持続可能な政策が戦略として重要になると考えますが、どのように計画されているのでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

人口減少、それから自治体の存続性戦略ということで3点お尋ねをいただきました。まとめてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の人口減少を前提とした基本的認識という話でございます。飛騨市の人口減少に対する考え方ですけれども、かねてから申し上げておりますように、既に親となる世代の人口が減少してしまっているという中においては、人口減少を止めることは不可能であるという前提に立っております。その人口減少を受け止めた上でですね、地域の魅力を高めて、移住・定住の促進や地域産業の振興、雇用の創出などを通じて地域の活力を維持・向上させる積極戦略、これが1つ。それからもう1つは高齢者の生活支援や医療・介護、支え手となる人材の確保など、次々と変化する新たな課題に柔軟かつ迅速に対応する適応戦略、この両輪で市政を進めておるということでございます。

その上で、この人口減少を踏まえた財政の見通しということのお尋ねでございます。人口が減少する一方で、物価や人件費の高騰によりまして義務的経費、清掃施設、上下水道などの維持管理経費は年々増加をいたしております。財政状況に余裕があるということはもうとても言えないわけでありすけれども、他方で我が国の地方交付税制度、これは標準的な水準でこれを補える仕組みと元来なっているわけですね。したがって、現在の地方自治制度の大きな転換がない限

り、本市の規模に応じた財政運営は可能であると、このように見込んでおります。

その上で中長期の財政シミュレーションはどうかというお話でございます。過去に市でも中長期の財政シミュレーションを作成しておったことがございます。しかし、物価や委託料等が高騰する現状においては、確たる数字の算出が困難であるということでございます。さらに、地方交付税総額が毎年国の予算で決定されることや、突発的な大規模修繕が頻発するなど不確定要素が多過ぎることから現在は作成していないということでございます。総合政策指針を改定するとき、財政シミュレーションができないかってやってみたんですが、やっぱり余りにも変動要素、不確定要素が多過ぎて、とても作ることができないという状況でございました。

他方で、じゃあ何もしないのかっていうことではなくてですね、市債の発行額、それからそれに伴って変動する公債費、つまり毎年の借金返しの額ですね。それから基金をどう管理していくか、それから人件費総額、これをどうやって扱っていくか。これらについては計画的にコントロールができます。これはもう明らかにコントロールすることができるので、これらについての明確な方針を立てて財政運営を行っているということになります。総合政策指針においても、来年度の予算の説明においても、その点を説明してきておるということであります。これによって施設整備や改修に配分できる費用はある程度定まってくるので、削減すべき目標額というものもある程度決まってくるということになります。これについては、特に削減すべき目標額については来年度まとめます主要20施設の見直しの議論などの中で示していきたいと、このように考えております。これらを毎年検証しながら歳入を見極め、その範囲内で歳出を組む。入るを量りていずるを制すと、このように申し上げておりますが、これをしっかりと堅持しながら毎年度の当初予算発表を通じて市民の皆様説明していきたいということでございます。

それから2点目、地域を維持する考え方についてのお尋ねがございました。御紹介もいただきましたけども、一般的にコンパクトシティと言われるような集落の集約の考え方が以前からございます。それから議員もお触れになった地域トリアージ、こうした手法というのが今いろいろ議論されておるわけでありまして。様々な有識者等がこうしたことを主張されておるわけでありましてけども、私は以前からこうした考え方については批判的な見解を持っております。

そもそも人というのは、行政が立てた計画に合わせて生活の本拠とか地域の在り方を変えるなんてことはないというのが私の考え方でありまして、地域の在り方というのは、それぞれの住民が自らの意思に基づいて望む生活や活動を営む中で、時間をかけて自然な形で地域の姿が定まってくるものと認識をしております。また、どのような形であっても、ある地域に住むことを望む市民がおられる限り、憲法第25条が生存権を保障しておりますから、その生活を守らなければいけない。これは自治体の義務であると、このように思っております。さらに、それぞれの地域には歴史と伝統があって、その土地に対する市民の皆様の誇り、愛情が存在するわけでありまして。これらに優劣をつけるということではできないわけでありまして。逆にこうしたことがまちづくりの基礎になるんだと考えております。したがって、市としてコンパクトシティや地域トリアージといった言葉で表現される集落の集約、あるいは地域ごとに優先順位をつけるという考え方は持っていないということでありまして。

もちろん、市では財政の制約というのがございますから、全ての地域で平等かつ公平にインフラや施設を維持・整備できるということではないわけですね。実務上、おのずから優先順位という

のは生じてまいります。しかしその際の考え方は今のように地域単位の話ではなくて、代替手段のない生活必需サービス、こういったことに着目して自らの力ではそれを確保することが困難な方々への支援を優先する、これが大原則だというふうに思います。これを私どもは分かりやすく、弱い立場の方々への支援と、このように申し上げてきたところでございまして、買い物とか移動、公共交通ですね、それから医療・介護などに重点を置いた対策を市として進めているというのは、そういう考え方に基づくんだということです。同時に、各地域において役割を終えたと認識される施設等については廃止するなどの見直しも必要でありまして、これらのバランスの取れた対策を進めていく必要があると考えております。

それから3点目、持続可能な戦略、とりわけ産業支援についてのお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、あらゆる産業政策の基本は事業者が自らの足で立ち続けられるためのサポートを行うことであると私も考えております。中国の老子の言葉ってのがございまして、「魚を与えるのではなく、釣り方を教えよ。」という言葉がございまして、これは格言でして、私これは非常に明快な言葉だと思っております。これは魚という一時的な成果を与えるよりも、釣り方という自立するための技術や知識を教えるほうが長期的に相手の役に立つという意味の言葉でございまして、これは産業支援や教育の本質を解くものというふうにして広く知られております。市の考え方もまさしくこのとおりでございまして、その場を乗り切るための一過性の補助金を出すのではなくて、各事業者が経営危機や時代の変化へ対応するための取組を伴走支援していくというのが方針でございます。

平成31年に飛騨市ビジネスサポートセンターというのを開設いたしました。これが代表的な施策の例でございます。これまで10年近くたつわけでありまして、これまで691件の相談を受けております。多くの企業の変革、あるいは新たな事業の立ち上げ、そして創業の支援というのを行ってまいりました。また、人口減少に伴って人手不足が顕著となる中で、人材確保の面においても飛騨市経済連合会での勉強会の開催、あるいは外国人材確保に向けた環境整備等の支援を実施しております。こうして一過性の支援ではなくて、全ての事業者にとって真に持続可能な支援ということに重点を置いて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（小笠原美保子）

なかなかシビアな話になってくるんですが、財政のスリム化っていうのも先ほどから再三お話の中には出てくるのですが、やっぱりこれは本当に難しいところだと思うんですけども、財政的にスリム化すればするほど事業のほうもスリム化して、それに伴ってついてくるっていうかスリム化せざるを得なくなると思うんですけども、そのところで皆さんに公平にっていうのはとても難しいことだと思います。ではどっちを取るのかっていう判断のときにその基準になるもの、将来を見据えてこちらを取ろうとか、人口が多いからこちらを優先しようとか、そのときそのときでいろいろあるとは思んですけども、例えばそこを維持していくとか判断をするっていったとき、市長のお考えの中ではリスクであるとかメリットであるといったところ、今後予想される最大のリスクがあれば伺いたいと思うんですがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

難しい御質問ですね。リスク、一番はやっぱり完全に住めなくなってしまうような決定的な生活上の支障が生じることだろうなというふうに思います。それは公共的な行政のサービスっていうことだけじゃなくて、人のつながりとか家族の支え合いとかっていうものが崩壊してしまうということになると、その地域で住むってことは難しくなっていくんだろうと思うんですね。例えば、今市内でもそうなんです、買物ができないって話があります。免許を返納して車を運転することができなくなった、公共交通も不便だ。今市で移動販売をやったり、例えば生協のようなものの普及を支援したりとかいろいろやっています。でも実際のところは、個別の話を伺っていくと何に支えられてるかっていうと家族のつながりで、近所とか近くにいる息子とか娘が週に1回とか2回来てくれて、買物したものを持ってきてくれる、あるいは車で連れて行ってくれる、そういったことがあったりします。あるいは、近所の人声がかけてくれて何か手伝ってくれたりってことで支えられてる例もあります。これがもしなくなってしまうと、公助とか公共サービスだけに頼るっていう社会が来たとすれば、これは最大のリスクでありまして、恐らく住むことはできなくなるというふうに思うんですね。なので、地域のつながりってものを大事にしていかななくちゃいけない。あるいは家族のつながりってものを大事にしていかなければいけないんだと、このように思っているんです。なのでいろいろな支援策を講じてますけども、市の支援策だけで全て賄えるなんてことはありませんし、現実にもそうもなってないと思うんですよ。ですけども、そういったことが息づいてるから、この町は成り立ってるんだと思います。

それを成り立たせていくためにはどうすればいいのかという話なんです、そこが僕は地域に対する誇りとか、地域のコミュニティを維持するっていう手段だというふうに思っています。よく今ほかの団体の市長とかと話をすると、学校の統廃合の話がすごく出てくるんですね。それで学校の統廃合を進めていますっていう自治体がかなり多くて、そういうことがよく市長会で個別に話していると話題になるんです。飛騨市の場合は、河合小学校も宮川小学校も山之村中学校も維持してます。その話をするとすごく驚かれるんですね。宮川小学校は今9人ですね。この後若干増えたとしても10人ちょっとです。そうするとですね、何人かの市長は私だったらもう統廃合してますって言うんですよ。でも私はそれはしませんって言うてるのは、コミュニティが崩壊する可能性が高いからだと思っていて、それが結局公助で支えきれない共助の部分とか、自分の家族の支援というものを崩し去ったらもうその地域が成り立たなくなるんだと思っているので、なのでここについては絶対守るんだと、こういうふうに言ってます。

午前中、水上議員の話もありましたけども、医療の話もそうなんです、やっぱり維持していくコストもかかってきますよ。でもそれがもしなくなると気持ちの部分が壊れてしまうっていうことがあるもんですから、何とかぎりぎり、とにかく維持したいと思ってやっているということなので、そういった気持ちで進めている。この辺りがですね、今のお答えになっているかどうか分かりませんが、リスクということから言えばそういうお答えになるかなというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

たればの話ばかりでなかなか難しい部分はあるのかなと思うんですけども、それは本当に感じます。御近所さんあってのものだなんていうのは、私1軒1軒お話を伺っていたときに、前回伺ったときはまだ知り合いの方の両隣も向いもみんな住んでたのに、次に伺ったら両隣いない

し、真向かいもないし、はず向かいには施設に入ったとか亡くなったという話で、その人だけぼつんって1人で住んでる状態だったんですね。そうやって考えたときに、区であるとか自治体の組織ってものも維持してくのが大変になっていくんだらうなっていうのは感じます。

やっぱり共助の部分ですよ、コミュニティであるとか共助の部分で雪をかいたり、ごみも出したり、一生懸命生活していらっしゃるので、ここは何としても維持していければなと思うんですが、実際問題、人口減少って数字の上では減ってなくても、住所はそこにあるんですが施設に入っているから家は空というお宅がものすごい勢いで増えてるなって私は実感してます。そこら辺のところをやっぱり住民の方が不安に思っているんじゃないですか。私お話をさせてもらって、みんな周りがなくなっちゃってどうしようかってお話をされるので、まずそのところをどうやって安心していただけるかなっていうのは、買い物支援であるとか地域包括の支援であるとか政策にかかわってくるのかなとは思いますが、人情的に周りが空いてるっていうと、本当に心細くなると思います。今後それがどんどん加速していくのかと思うとちょっと恐ろしい気はしますが、例えば移住のほうでもいろいろと取り組んでいらっしゃいます。できれば空いているお家を、これは空き家対策に戻っちゃったりするのでこれ以上は言いませんけども、そういうところをどんどんとよそからでも来てもらって支えていただく方が増えるといいなっていうのは感じてます。

どんどん話がそれていくので戻りますけども、何を守っていくのかっていうのは今後本当に大きな課題になっていくのかなっていうのは感じてます。例えば、ロードマップって言ったら難しいんですけども、そこら辺の計画っていうか、その経過というものを市民の皆様に分かりやすいように何かお示しできると、住民の皆さんもこういうことは協力してくださいねとか、こういう意識を持ってくださいねとかっていうものがあれば多少安心できるかなっていう感覚があるんですよ。みんな何も知らないんですよ、お話ししていると。そればかりかやっぱり物価高騰だからいきいき券をもらいたいとか、もらいたい話しかされなくなってしまうので、それはちょっともったいないし、みんなが地域のことを自分事として、今はこういう状態なんだ、じゃあこういう意識で向かってこうっていう何かあるとありがたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これまた難しい御質問ですね。いろいろなサービスが整って全部やってもらえるっていうことではなくて、多分、市がこういうふうになってきますよと示す以上に、市民の皆さんのほうがはるかに肌感覚では分かっているんじゃないかと私はそう思っています。それは市民は何も知らない、分からない人たちじゃなくて、実は生活してる人たちが一番よく分かっている、よく理解してるんだと思ってるんです。

先ほどおっしゃったように、身の回りで向かいの人がいなくなりました、隣が空き家になりましたって不安で、市が市内で増えてますよと言う以前に分かっています。それから5年後、10年後どうなるんだらうって不安も持っているんじゃないですか。ただ、それに対する答えが明快に市から出てくるっていうことも多分期待もされてないと思うし、我々も提供しようがないというの

が現実なところなんです。ただ、何か一緒になって考えてくれるというか、誰かが何か一緒になって考えてくれるということが一番大事なんじゃないかというふうに思っていて、立ちどころに答えが出てくるとか、何か1発きれいに収まるような施策が出てくるっていうことじゃなくて、答えは出ないけど一緒に悩むってような町であるということが一番大事なのではないかなというふうに思ってますし、私自身はそういう市政を目指したいと思ってるんです。

なので、全部が全部、明快にきれいにこれが解決策ですっていうものが出てくるわけじゃないし、現実的にずっと市政をやっても出せないんですよ。だけど、細かいところまでとにかく考えて一生懸命考えてるっていうことをやって、それってのは必ず伝わると思いますし、伝えるように努力をしていきたいと思うので、ちょっとお答えにうまくならないんですけど、そういうことが一番市民の皆さんに伝えるってことになるのではないかなというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

そんな感じのことを今伺いたいなどは思ってるんですけども、例えば先ほどから出てる公共施設の管理の話になっていくんですが、やっぱり老朽化しました、お金がたくさんかかるので何ともなりませんっていう、そういうところで終わるのではなくて、例えば地域の人々がこれは本当に大事な施設なんだと、そういう思いがすごく強くて地域の方々が自分でじゃあ何とかしようって、危ないところは使わなくてもこっちは使えるだろうとか、いろいろな知恵を出されるかもしれないと私は思ってるんですよ。そういったときに、市としてお金は出せないけど、どこまで寄り添えるのかとか、一緒に考えていきましょうかというのをやっていただけるとありがたいなと思うんですけども、そこら辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まさしく大事なところはそこなんです。単に切り倒して終わりっていうふうじゃないってことなんです。例えばずっと検討していてそういうふうにはなっていないんですけど、市役所の中でいろいろな議論をするときに、温浴施設ってのが一番お金がかかるわけですよ。そのときに幾つも市内に入浴施設があります。入浴施設ができなくなったときに閉めて終わりかっていうふうにならない方法があるんじゃないかみたいな話は、別に何か決めたとかじゃないですけど議論を随分していて、民間の企業の人があるところを買って何か別の事業をやるとか、あるいはある施設の中に別の市の機能が統合されるということもあると思うんですよ。これはそうしたいっていうんじゃないで、イメージとして発想を柔軟にしようねっていうときによく言うんですけど、河合振興事務所が例えばゆうわ〜くはうすの中に入ったらどうなるか考えてみてみたいな話を市役所の中ですることがあって、それは現実的にはスペース的にも難しいんですけど、風呂がついてる市役所って面白いじゃないかっていうふうに考えると、これはまた違う発想になってくるかもしれないよねって、要するにそういうようなことなんです。

そうやって考えていくと、施設はこの施設はこう使わなければいけないとかっていう発想をすると、どんどんどんどん切り倒して終わり志向になってきましたよね。でも、例えば何かに併設するとより価値が高まるって例はあると思っていて、その典型例が宮川保育園なんですけど、宮川保育園はあの建物を維持してあって、改修も非常にお金がかかって維持が難しい。かといっ

て宮川町から保育園は絶対になくしたくないっていう考えの中で、宮川小学校の建物の中に保育園を改修して入れるってことをやりました。これによって大幅に費用を削減して、宮川保育園が維持されてるわけです。何が今起こっているかっていうと、小学校の子供たちがものすごく喜んでるんですよね。やっぱり人数が少ない学校って、保育園児がいるだけでもものすごく気持ちが高まるっていう現象が起きていて、こういうことだと思うんですよ。

もちろんそれが解ではないし、また時代が変化していくとそれをまた変えなくちゃいけないけども、切り倒して終わりって考えだと宮川保育園を廃止して終わりですよみたいなことになっちゃう。でもそうじゃなくて、いろいろなものを組み合わせることによって別の価値が生み出せるんじゃないかっていうふうにするとそういうふうになつてくし、飛騨みやがわ考古民俗館だってそうなんです。とても人がいなくて開けられない、でも年に30日しか開かない博物館だっていったところで逆に人気が出るってことが起こったりする。ですから、そういう知恵と工夫をどうやっていくかってことが施設の統廃合でも大事だし、それは先ほどから繰り返し言うように気持ちを萎えさせると地域が崩壊していくので、気持ちを維持するっていうことでやっているということでございます。

○3番（小笠原美保子）

すごくいい話だと思って伺ってたんですが、3つ目の質問で持続可能な戦略っていうところにちょっと入れてあるんですが、例えば挑戦を後押しするために行政手続きや規制緩和など民間活動の推進のための取組っていうところを、まさにそんなような感じで、そのときそのとき、1つ1つやっぱり状況が違うとは思いますが、逆にこういう状況だからこういうことができますよって前もって緩和したことであるとか寄り添えるものを提供できるかなとも思うんですが、その点に関してはどうお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

規制緩和とかっていうとちょっと割と既成概念があるんですけど、決まった意識にとらわれないということだろうと思っていまして、それがいろいろな活動を促進するってことは当然あるんだと思うんです。

びたりはまるかどうか分かりませんが、公民館を去年からコミュニティセンターにしました。先にも答弁がありましたけども、これによって、そこで物を売ったりっていう活動がされることによっていろいろなことが生まれてきていますよね。これが公民館だっていう、社会教育の施設だっていうことで凝り固まっていたらそれは起きないんですよ。もちろんいろいろな法律の制約とかがありますので、それがないことを確認しないといけませんけども、でも市の建物だから何に使ったっていいんだっていうところからスタートするといろいろな発想も出てくるし、逆に市の条例とか規則も、どうせつくったものだから変えればいいんだと思っていけば、それが民間活動を促進することもできてくるかもしれない。あるいは補助金なんかも、国の補助金はがちがちですけど、市の補助金は多少ゆるいので、例えばそこら辺も柔軟な使い方の提案があったらいいですよ、そこまで認めますからって、補助要綱がこうなってますからこうだっていうんじゃないかって補助要綱を変えればいいわけですよというような発想に立てば、おっしゃるように民間の自由な

活動を促進していったら、それが経済の活性化につながるってことがあるんだというふうに思いますので、大事なことは既成概念にとらわれないってことだし、地方自治体の場合は国ほどがんじがらめではないので、そこをやっぱり緩やかにしていくということだと思いますし、そういった経験が積み重なっていけば、国に対しても規制緩和とか法の改正ということも求めやすくなっていくんじゃないかなというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

よく分かりました。本当に飛騨市が人口減少の先進地の全国モデルになるっていうだけのことはあるなと思って今伺ってたんですけども、本当に避けられない問題ですけども、その中でいかに住民の皆様に寄り添って、夢を持って発展できるかっていう方向、それを逆手に取って発展できる可能性があるのかなって今伺っていて思いました。私たちも一生懸命考えていきますので、今後もよろしく願いいたします。これで一般質問を終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時40分といたします。

（ 休憩 午後3時33分 再開 午後3時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。なお、資料の使用願が出ておりますのでこれを許可いたします。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問します。私は12月議会終了後、単独で市の観光パンフレットと、今話題になっています白川郷再発見のガイドブック、これ35ページぐらいありますけども、これを持って止利仏師が生まれ育った天生と古川祭のPRを兼ね、観光、薬草、祭り、データセンターなどをテーマに、それぞれの地域づくりを学ぶため、昨年10月、産業常任委員会6人で視察した奈良県の河合町、宇陀市も含めた奈良県の5自治体と斑鳩町にある高市総理の選挙事務所や京都府庁と隣接する文化庁、そして愛知県庁、民間会社及び県内の4自治体を視察訪問し、得た知見と市民の意見、要望を取り入れ、大きく3点質問します。

まず1点目、ゆかりの地との歴史観光推進について。2月、1泊2日で、河合町の止利仏師、飛騨の匠のゆかりの地で奈良県の河合町、明日香村、斑鳩町、それから橿原市の4自治体を中心に、大和と飛騨の歴史ロマン探求と広域連携での歴史観光推進提案を目的に視察訪問してきました。今回の視察で私の一般質問をユーチューブで見えていただいた自治体を知り、御多忙中お会い

していただいたことに感謝し、市民の皆さんにも御理解いただくため、ここで2日間の視察訪問を簡単に説明します。

今回「止利仏師ものがたり」、あと「奈良県ゆかりの地を訪ねて」の資料、これは教育委員会のほうにあったんですけども、それを持参してそれぞれに説明してきました。まず2月4日、午前9時50分に宇陀市役所で農林担当の部長と課長に面談し、途中、菓子メーカーの方が同席されました。そこで、愛知県の八丁味噌とコラボした薬草入りの菓子をふるさと納税返礼品の新商品で試食させていただきました。さらに私は宇陀市の薬草のまちづくりが進化すると確信したところです。それから、お二人から私の12月の一般質問を動画で見たと聞き、そのときに私は大手化粧品メーカーのことを話したと思いますけども、これを御紹介する約束をし、この議会が終わったら引き合わせようと思ってます。その後、大和八木へ、これは橿原市のあるところですけども、午前11時15分より橿原市役所で課長と課長補佐に面談しました。飛驒町、古川町名の由来ですね、それと日本始まりの地であります飛鳥・藤原世界遺産登録を目指しておられて、その取組をヒアリング。それから午後2時10分に止利仏師ものがたりの第10話「大きすぎた仏像」で登場する飛鳥寺のある明日香村で、議会事務局長と世界遺産戦略課の主事、産業課主査に面談して、村内にレンタサイクル営業所が4か所もあり、また、万葉のふるさと飛鳥路を自由気ままにサイクリングと民泊事業、そして大学生がガイドしている修学旅行、それと先ほど申しました橿原市との飛鳥・藤原世界遺産登録に向けた活動をヒアリングしてきました。

そして、橿原市で1泊して翌日の5日ですけども、昨年10月の産業常任委員会で視察したお礼も兼ね、午前8時30分から河合町役場別館で観光振興の課長と調査員、本館で議会事務局長に面談しました。私から、昨年10月、視察訪問時に少し話題にした止利仏師ものがたりのアニメ動画を、ふるさと納税を活用し実現したらどうでしょうということを提案してきました。それと同時に、3月議会で一般質問させていただくことと、さらなる交流と観光振興についてお願いをしました。河合町の12月議会だよりを頂いてきたんですけども、ここに、ある議員が友好都市、我々が行ったときのことでんですけども、飛驒市からの行政視察を一般質問され、また、裏表紙ではカラーで当日の視察内容を御紹介いただきました。

その後、近いところでありますけども、午前9時50分より日本の世界遺産登録第1号となった法隆寺があります。その西にある斑鳩町役場で、観光商工係長と職員に面談しました。止利仏師が作ったと伝えられる釈迦三尊像のある法隆寺が観光客の約6割です。現在、新観光戦略策定中で、目標の観光客は150万人とお聞きしました。修学旅行の取組などを学んで、その後、高市総理の選挙事務所が法隆寺の西側にあるんですけども、そこで地元秘書2名の方と会談しました。内容は、私が広告会社に勤務していたとき、1993年の衆議院議員選挙で初当選された高市早苗さんのポスターとかチラシですね、そういったものを作って広報部門で大変お世話になったことと、今回の目的であります止利仏師ゆかりの地4自治体と宇陀市訪問を報告させていただいたと。特に、高市総理の奈良2区であります河合町との友好都市と長林寺及び斑鳩町の法隆寺との止利仏師伝説について説明し、また御協力いただけないかということもお願いしてまいりました。また秘書の方から、宇陀市の話をしたときに20周年事業のことも話題になり、大変実りのある奈良県の視察を終え、京都へ向かいました。

午後1時30分から京都府庁に訪問し、観光室参事と地域政策室参事に面談しました。私が1月

下旬にNHKラジオで聞いた番組ですけれども、「自治体をまたぐ観光エリア」で紹介された京都北部7自治体を海の京都としてブランド化し、2016年観光庁がDMOに認定し稼ぐ観光として注目されています。その取組と、「もうひとつの京都」ということで観光周遊カーシェアリングについて学んできました。その後、隣接する文化庁を訪問し、古川祭のこともテーマにし、伝統行事担当チーフに面談して地域の祭りについて意見交換をしました。今回、縁のある奈良県の旧月ヶ瀬村、現在は奈良市になってますけれども、訪問を考えましたが時間が足らず、次の機会にいたします。そこで6点問います。

まず1点目、止利仏師生誕の地伝承とPRについて。漫画家、鍛冶明香さん作品の「止利仏師ものがたり」を読んで大和の国を訪れるとまさに飛鳥のロマンを感じ、まさに匠文化をつくった止利仏師は飛騨の匠の祖でもあり、ふるさとの宝物です。したがって、河合町月ヶ瀬にある匠の石碑や天生の聖徳太子堂跡石碑など、史跡や伝説をこれからの子供たちにも、孫たちにも語り継がなければなりません。

まず1つ目、河合町には現在郷土史家と天生の監視員の方が止利仏師の研究をされていると聞いております。今後、若い後継者が求められます。その育成と現状を示してください。2つ目は、やはり子供たちにも、止利仏師ものがたりといういい本ができてるわけですから、第3話の「月ヶ瀬」はちょっと面白いと思ひまして、ネットで広く知らせめたらどうでしょうか。そして3つ目は、神岡町吉田の常蓮寺聖徳太子縁起も含め、止利仏師の足跡が分かる案内看板を設置し、まずゆかりの地を巡る雰囲気づくりをこの飛騨市内からしたらいかがですか。

2点目、止利仏師伝説の活用と地域づくりについて。今、温故知新を取り入れて、止利仏師伝説の史跡を最大限に活用し、新たな河合町の地域づくりが求められ、次世代にその環境を残し伝えなければならないと思います。もし具体的な方針や構想があればお聞かせください。そして令和8年度予算には、たしか200万円がふるさと納税で計上されていたようですが、その事業内容と目的を示してください。

3点目、奈良県河合町とのさらなる交流について。平成14年に奈良県河合町と旧河合村が、止利仏師伝説と同じ地名の縁で友好都市提携を結び交流が続いております。奈良県河合町の歴史旅行に2つの河合町と止利仏師のページに月ヶ瀬伝説や飛騨の匠など紹介され、今後も交流を深めていくと述べられておりました。2年前、河合振興事務所の企画で「止利仏師ゆかりの地を訪ねて」の1泊2日ツアーは大変好評だったということも聞いてますし、職員間の交流も深まったと聞いてます。そのツアー復活も含め、市民や関係者参加など、交流プランがあったら示してください。

4点目、テレビを通じ止利仏師の認知と理解を高めることについて。今回視察した中で止利仏師を知らない人や、白川村は知ってるが飛騨市は知らない人があり、法隆寺の釈迦三尊像や飛鳥大仏、長林寺の十一面観音を造った止利仏師の生誕伝説や月ヶ瀬伝説を、まず奈良県の人や岐阜県の人たちに知ってもらうことが必要だと思います。そこで、それぞれの地元の奈良テレビとぎふチャンネルに働きかけ、共同制作で1時間番組として2局で放送し認知度を高めたいかがでしょうか。

5点目、止利仏師ものがたり再復刻本についてですけれども、現在、天生・月ヶ瀬伝説「止利仏師ものがたり」に登場する奈良ゆかりの地は、第3話「月ヶ瀬」と第10話「大きすぎた仏像」の

飛鳥寺の2か所でだけなんです。この際、もう一度作家にお願いして、河合町の長林寺あるいは斑鳩町の法隆寺、そして飛驒の匠たちが住んでいた樫原市が登場するシーンを加え、再復刻本の制作を提案します。それでその費用は飛驒市のふるさと納税を活用したらいかがでしょうか。

そして最後に、止利仏師ものがたりの映像化についてですけども、再復刻本が完成しましたら、止利仏師ゆかりの地である奈良県河合町をはじめ明日香村、斑鳩町、樫原市、そして旧月ヶ瀬の奈良市と飛驒市の6自治体で新止利仏師ものがたりとして1時間30分の映像でドラマ化するなどして、映画館あるいはテレビ番組として上映したらいかがでしょうか。その資金は何とか6自治体をお願いして、全国にふるさと納税で呼びかけ、ロケツーリズムの一環として募集することを提案します。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔河合振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□河合振興事務所長（三井大輔）

それではゆかりの地との歴史観光推進について御質問いただきましたので、初めに御質問の1点目、止利仏師生誕の地とPRについてと、2点目、止利仏師伝説の活用と地域づくりについて一括してお答えいたします。

河合町の天生地区には、国宝である奈良県法隆寺の釈迦三尊像を制作したとされる止利仏師の生誕の地という伝説が残っており、飛驒の匠の祖として地域の誇りとして1,000年以上にわたり語り継がれてきました。しかし、精力的に活動してこられた方々の高齢化が進み伝説の継承が難しくなりつつあり、この地域の誇りを次世代につなぐため令和2年度に「天生の森と止利仏師研究委員会」を立ち上げ、令和4年から令和5年にかけて2回にわたる企画展を開催し、延べ1,500人余りの方に御来場いただき大きな反響を呼びました。

令和5年度には、人材育成を目的とした「飛驒河合止利仏師顕彰会」を設立し、漫画「止利仏師ものがたり」の復刻版の制作や、奈良県の止利仏師ゆかりの地の視察などに取り組んでおります。また、河合町の止利仏師ゆかりの地を巡るガイドツアーを開催するなど、誰でも気軽に止利仏師伝説を体験できる機会を創出しています。令和6年度には、河合村時代に設置されたサインのリニューアルを目的とした止利仏師伝説サイン計画を策定しております。代表的なゆかりの地であります匠屋敷がある天生県立自然公園のサインと統一したデザインを採用し、地域の宝物である天生の森と一体となった河合町ならではの地域づくりに取り組んでおります。これまでに聖徳太子堂跡石碑と飛驒の匠碑への誘導サインの設置や、今ほど紹介しました天生の森にある匠屋敷の解説パネル改修などを実施しておりまして、来年度の主な事業といたしまして、ゆかりの地の入口となる国道360号線沿いに大型看板の設置を予定しておりますところがございます。今後も河合町内に複数の誘導サインの設置を計画しておりますが、今のところ吉田常蓮寺など、河合町外での設置は予定をしております。

また、将来を担う子供たちへの止利仏師伝説を伝えていくことは大変重要であると考えておりまして、河合小学校の児童には、漫画「止利仏師ものがたり」の贈呈をしておりますし、河合保育園の園児には紙芝居を使った読み聞かせを継続して実施しております。

次に、3点目の奈良県河合町とのさらなる交流についてお答えいたします。奈良県河合町とは

同じ地名が縁となり、平成14年に友好都市提携を結びましたが、飛騨市合併後は交流が途絶えておりました。令和4年度に自治体交流の復活を目的に職員が奈良県河合町を訪問いたしました。その際、奈良県河合町にある長林寺に止利仏師が造ったとされる仏像が所蔵されていることが分かりまして、交流を深めるきっかけとなったところでございます。令和6年度には、飛騨市民を対象に「奈良県止利仏師ゆかりの地を巡るツアー」を開催し、市民20名の方が奈良県河合町の長林寺を訪問しております。このツアーをモデル事業として実施をいたしましたところ、チケットが即日完売するなど大変好評でございましたけれども、担当職員の負担が大きいなどの課題もございまして、今年度の開催を見合わせたところでございます。今後はツアーの内容の見直しを含め、再開の検討を進めるとともに、双方のイベントへの参加でございますとか、飛騨市ファンクラブの開催など、さらなる自治体間の交流を促進してまいります。

続いて、4点目のテレビを通じた止利仏師の認知と理解を高めることについてお答えをいたします。止利仏師伝説の全国的な認知度は低いということは認識をしておりますが、飛騨市内においてもまだまだ認知度は十分とは言えません。また、ゆかりの地である河合町内におきましても、地域によって関心の差があるということが実情でございます。また、多くの来訪者を迎えるための環境整備もまだまだ十分ではございません。まずは身近な地域での認知度向上とサイン計画など環境整備を着実に進めていくとともに、現在公開しております止利仏師伝説の専用ホームページの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。また、交流のある奈良県河合町での認知度向上に努めますとともに、商工観光部との連携によりまして、テレビメディアなどを活用した広域的な情報発信も進めてまいりたいと考えております。

一方、ロケツーリズムの誘致活動において、止利仏師伝説の存在がきっかけとなり飛騨市のロケが決定いたしました、映画「仏師」の撮影が昨年四季を通じて飛騨市各地で行われております。あわせまして、ロケ地の1つとして奈良県の法隆寺でも撮影が行われておると聞いております。制作者の方からは、この映画上映に合わせて止利仏師に関するPRをする動画の制作なども予定しており、映画のPRとともに地域の活性化にも貢献したいということも伺っております。この映画につきましては来年4月頃の上映と聞いておりますけれども、こうしたことも含めながら、奈良県との交流を深めるきっかけにしたいと思っておりますし、全国の方に止利仏師伝説を知っていただく機会となることを期待しておりますところでございます。

最後に、止利仏師ものがたりの再復刻本と映像化についてお答えをいたします。漫画「止利仏師ものがたり」は河合村時代に制作された原文をそのまま復刻したものでございまして、短期間で制作することができましたけれども、新たな追記を伴う制作につきましては作者との調整や現地の取材等、多くの時間と費用がかかると想定されますので、当面は現在の復刻版の在庫もございまして、こちらの有効的な活用を進めながら在庫がまた少なくなった段階で内容の見直しについては検討してまいりたいと考えております。

また、映像化につきましては、現時点で具体的な検討を行っておりませんが、こうした復刻版の見直しとともに将来的な実現の可能性について、ふるさと納税の活用も含めながら検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、議員御提案のとおり奈良県のゆかりの地に関するコンテンツというものはまだまだ十分でないと思っておりますし、増やすということは大変重要であると考えておりま

す。今後も引き続き関係自治体、関係部局との連携を進めながら、例えばパンフレットの作成ですとか、そういったコンテンツの充実に取り組んでまいりたいと思います。

〔河合振興事務所 三井大輔 着席〕

○12番（野村勝憲）

なかなか前向きな御答弁をいただいております。私も実際あちらへ行ってみていろいろ再確認したところがあるんですけども、ここで1つ、先ほど5点目の質問でも少し述べてますが、飛驒の匠たちが住んでいた樫原市飛驒町ですけども、樫原市役所から資料を頂いたんですね。それをちょっと読み上げますと、この町の南東に隣接する上飛驒町を合わせた一帯に、古代木工に優れた多数の飛驒の匠が岐阜県の飛驒高山から招集され、日本初の都城、先ほどちょっと述べましたが藤原京造営のため長く住んでいたと伝えられていますと述べているんですね。

私も今回行って注目したんですけども、藤原と飛鳥は世界遺産登録を目指しているんですね。恐らくこの夏には登録がどうなるか決まるんじゃないかという情報を得ておりますけれども、これを機会に、高山市も名前が出てきてますので、高山市とも広く飛驒地域全体で知ってもらわなければいけないなということで、止利仏師の地を訪ねてのツアーをされる場合、高山市からも募集をかけるとかして広めていったらいかかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

奈良県河合町のほかに飛驒町等もツアーに含めたらどうかということでございますけども、河合振興事務所といたしましても、令和5年でございますけども、この樫原市に参りまして、現地取材をしております。この本にもまたその様子も記載してございますけども、当時このバスツアーにもこの飛驒町を含めてという検討もいたしたところですけども、現地では飛驒町という看板があるんですけども、ほかに止利仏師に関するゆかりの地というものがないということもございまして、前回のツアーには組み込まなかったということでございます。ただ、このツアーの宿泊地が樫原市になっておりますので、行程的には十分ツアーに組み込むということは可能であるというふうに考えておりますし、止利仏師自体が飛驒の匠の祖であるということもございまして、まさに奈良県と飛驒の歴史の象徴的な部分もございまして、奈良と飛驒との交流の歴史というような部分もテーマとして入れながら、より多くの皆さんに参加いただくようなツアーになるんじゃないかと思っておりますので、また今後、樫原市にもこうしたツアーに御協力いただけるように、例えば樫原市に行ってその地域にも博物館等があると思いますので、そういったところで飛驒町との由来ですとか、そういったこともちょっとお話いただけるような、機会を設けていただけないかとかを含め、樫原市のほうにもこうしたことにも取り組んで一緒になって協力いただけるような働きかけも今後してまいりたいというふうに思います。

○12番（野村勝憲）

泊まる場所のことを言われましたけど、実際行ってみると河合町に宿泊施設はない、明日香村にもないというようなことで、やっぱりあの辺では樫原市内しかないんですね。そういうことで、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

三井河合振興事務所長も御存じだと思いますけども、奈良県河合町と飛騨市河合町は、位置、環境がよく似たところにあるんですね。それはなぜかといいますと、例えば奈良県河合町は、世界遺産の日本第1号の法隆寺がある斑鳩町と、古川と飛騨の名前のある橿原市の間にあるんですね。さらに先ほども言いましたけども、橿原市と明日香村は世界遺産を目指しているということですね。

一方、飛騨市の河合町は御存じのように五箇山もあって、隣には白川郷、これ世界遺産に随分前に登録されております。今度は逆に天生から下って古川のほうへ来ますと、ユネスコに登録された古川祭と高山祭があるわけですね。そういう意味では世界遺産とも関係してくるし、その分岐点は止利仏師が生まれた天生ですから、この位置関係、環境も何とか生かした観光振興ができるんじゃないかなと思うんですけども、なかなか難易度が高いかもしれない、簡単にいかないかもしれないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

なかなか広域的な観光の部分でございますので、私のほうから十分な答弁ができるか分かりませんが、奈良県河合町との交流ということにつきましては、今年度、議会の産業常任委員会のほうでも訪問いただいておりますし、これまで以上にいろいろと飛騨市の取組についても御理解いただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これまで以上に積極的に交流を深めてまいりたいなというふうに思っております。

また白川村につきましてなんですが、非常に河合町と距離も近いですし、特にその間にある天生県立自然公園、これを生かした観光振興ということは恐らく河合村時代からずっと取り組んできた、悲願であったんだろうと思いますけども、国道360号、天生峠というものの抜本的な改修というのが見込めない中で、なかなかうまくいってないような現状があるんだろうというふうに思っております。しかしながら、今飛騨市になっておりますので、やはり世界遺産も含めた広域的な観光というのは商工観光部のほうで取り組んでおりますので、この止利仏師伝説も含め、そういったことにもいろいろと取り組んでいければというふうに思っております。

一方河合町としては、今年は通れませんが最近では白川村から国道360号を通じて外国人の方も見かけることも増えておりますので、あとは天生峠の駐車場周辺のWi-Fi環境の整備ですとか、例えば外国語に対応したようなパンフレット作成ですとか、そういうところについては振興事務所としても取り組みながら、そういった世界遺産も活用したような広域的な連携について対応していければなというふうに思っております。

○12番（野村勝憲）

白川村の話が出たんですけど、私も最近白川村の観光主幹と古川町でお会いして、この原稿を見せて、彼からいろいろパンフレットを頂いたりしているんです。いろいろな形で私なりに交流していきますし、それと高山市役所にも観光協会にも先ほどのパンフレットが置いてあるんですよ。河合町振興事務所にもそういったものを置いていただいて、特に天生が載っていますので、しっかりとコミュニケーション取りながら、何とか白川村、高山市と連携したいなと思うんですね。

それと、私今回一般質問の原稿を持っていろいろ回ってたんですけども、やはり止利仏師について、特に古川町なんですけどもなかなか認知されてないっていうのは分かったんですけど、ただその中で、ある若い人なんですけども、法隆寺の近くの人と私は大学時代に同級生だったという人もいらっしたんですよ。そういう1つの縁が歩いてると出てくるんだなということを感じたんですね。河合町のほうはまだ行ってませんので、この議会が終わったら今の一般質問の原稿を持っていろいろ回りますので、ぜひいろいろやっていきたいと思えます。

そこで、今白川村の話が出ましたのでお聞きしますけども、たしか天生峠のところ、国道360号は去年から通行できませんよね。今後はどのような見通しなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

私のほうからお答えいたします。天生峠、国道360号につきましては、昨年の融雪の災害によりまして通行止めになっています。河合町側、白川村側双方に数か所の災害箇所がございまして、今年度は昨年の春以降、鋭意工事を進めていただいておりますけども、非常に被災箇所が多ございまして令和7年度秋までの開通が叶いませんでした。現在も工事途中でございまして、雪が解けましたならば引き続き工事に入ると聞いておりまして、古川土木事務所、高山土木事務所からのお話でございますと、なるべく早く開通はさせたいということで鋭意努力していただけるということでございますので、よろしくお願いたします。

○12番（野村勝憲）

もう1点、これは提案なんですけども、実は皆さん御存じだと思いますけども、隣の白川村は村営駐車場のせせらぎ公園の施設使用料収入が、来年度約5億3,000万円と発表されましたね。駐車料金だけ入ってくるということで、先ほど河合振興事務所長も非常に前向きな話でしたので、これは将来的な話なんですけども、にぎわいのある天生になったら、あれはたしか区の土地じゃないかと思うんですけども、あそこを有料化できないのかなということをちょっと考えているんですが、これは5年先なのか、10年先なのか分かりませんが、その辺のところの見解をお示しいただければと思えます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

天生峠の駐車場でございますけども、おっしゃるとおり区所有の土地を使わせていただいて、振興事務所のほうでいろいろな方に使っていただけるように公衆トイレと駐車場は無料で提供しておるとい状況でございます。今のところ有料化ということは検討しておりませんが、例えば今後施設の維持管理にどうしても必要な費用がかかるということがあれば、やはり財源確保ということに関しては必要であるというふうに思いますが、なかなか場所柄、人を置いて駐車場の有料化ということは難しいかなということを思いましたので、例えばトイレ利用に関しては募金箱で協力いただくようなこととかを含め、いろいろと検討していく必要があるのかなということは今ちょっと思っております。

将来的な話もしていただきましたけども、この天生の森ですとか止利仏師伝説につきましては

10年にわたって振興事務所もずっと取り組んできておることをございます。こうしたことによつて河合町に多くの方が訪れていただきまして、それがまた地域の皆さんの誇りにつながるようなものになるように引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

私もしっかりと今まで培った人脈も含めて、またこれが終わったら今4か所出てきたところ、月ヶ瀬も入れて行ってきますので、また情報提供をしますので、お互い意見交換をして進めてまいりたいと思います。

それでは大きく2点目ですけれども、飛驒の匠文化館リニューアルについて。平成元年建設の飛驒の匠文化館は今年で37年目となり、既にリニューアル検討委員会を開催し、施設の価値と課題を共有し、実施案作成のため現在大手の展示・装飾会社に業務委託し、リニューアルの計画が策定されたと聞いております。そこで4点問います。

まず1点目、飛驒の匠文化館が今後どうあるべきかの姿は。約40年前と比べ、社会情勢や若い世代の認識などが変わってきました。それを前提に事業計画を分析し、基本構想及び基本計画が策定されたいと思います。ここで市民に展示の改修や施設のリニューアル計画案を示してください。

2点目、止利仏師と飛驒の匠伝説コーナーの設置について。河合町の止利仏師は昔から天生で生まれ育ち、匠の祖とあがめられております。また、先ほど述べましたが奈良県橿原市の飛驒町は、日本初の都城、藤原京を造るために、木工に優れた飛驒の匠が多く飛驒地方から召集され、長く住んでいた出身地名を使った名残の1つです。止利仏師ゆかりの地と飛驒の匠を紹介したコーナーを匠文化館に設置してPRすべきときじゃないでしょうか。

3点目、子供たちが木と遊び学ぶコーナーの設置について。古くから飛驒人は森とともに生き、森を活用しながら生きてきました。飛驒の匠はその森と木を生かし、伝統文化に携わった職人たちです。その森と木と人を結び子供たちに伝えるため、館内に子供が木と遊び学ぶコーナーを設け、例えば祭り屋台をモチーフにした遊具などを置き、幼児も遊べるエリアにしたらいかがでしょうか。

4点目、リニューアルオープンと入館料について。最近観光は家族旅行が多く、未就学児を連れた観光客は古川町でも見かけます。現在、匠文化館の入館料は大人300円、小中学生100円、未就学児は入館不可となっておりますが、リニューアル後の入館料金とリニューアルオープン日を示してください。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

飛驒の匠文化館リニューアルについて御質問いただいております。

まず1点目の、飛驒の匠文化館が今後どうあるべきかの姿についてお答えいたします。本施設は、平成元年の開館以来、飛驒の匠が持つ卓越した技術と文化を継承・発信する拠点として重要な役割を果たしてまいりました。開館から35年以上が経過する中で、令和7年3月に公益財団法人日本ナショナルトラストから施設が無償譲渡されることとなったのを契機に、さらなる機能強化のためのリニューアルを実施することとし、これに先立ち、令和6年度に「飛驒の匠文化館基

本構想・基本計画」を策定したところです。今後のスケジュールにつきましては、本計画に基づき令和7年度中に展示改修に係る実施設計を行い、その後、令和9年度に展示リニューアル工事を実施し、装い新たに開館する予定でございます。

今回のリニューアルにおける最大の柱は、施設単体で完結するのではなく、本施設を飛騨古川の町を巡るスタート地点と位置づけることにあります。コンセプトを「町まるごと匠博物館」とし、来館者がまず本施設を訪れ、飛騨古川の町並みの形成史や軒下の装飾である雲に象徴される匠の技の基礎を学んだ上で、実際に町中を巡り、本物の建築や職人の技を体感していただくなど周遊の促進を目指してまいります。また、本計画において重視しておりますのは、観光客の方々に飛騨古川の歴史や価値を伝えるだけでなく、市民の皆様が改めて自分たちの町の価値を再認識し、その保存・継承に主体的に関わっていただくことです。飛騨古川の美しい景観は、近隣との調和を重んじる相場意識という市民の精神によって今日まで守られてきました。こうしたことを踏まえ、リニューアル後は本施設を匠文化によるまちづくりの中核拠点としても積極的な活用に努めてまいります。

次に、2点目の止利伝説と飛騨の匠伝説コーナーの設置についてお答えします。飛騨の匠の祖とも仰がれる止利伝説は、国内で唯一その発祥伝説を有する本市の歴史文化を語る上で極めて重要な存在であり、今回のリニューアルにおいても不可欠な要素と考えております。そのため、現在策定を進めている実施設計では、既に匠文化館2階の一定スペースを割当て、止利伝説を紹介する展示を組み込む予定でございます。この展示コーナーでは、単なる知識の提供にとどまらず、飛騨の匠のルーツとしての物語性を重視し、止利伝説という郷土が誇る偉人をリニューアル後の新たな目玉の1つとして市民や観光客に広く周知してまいります。

次に、3点目の子供たちが木と遊び学ぶコーナーの設置についてお答えします。飛騨の匠文化館では、現在も千鳥格子や木組みを組んだり外したりしながら、その仕組みを体感できるコーナーがございます。リニューアル後もそういったコーナーは継続しながら、木と触れ合い、匠の技術を体感していただく場を提供してまいります。議員御提案のようなコーナーはスペース的な問題もあり常設はできませんけれども、ソフト事業の中で木と触れ合う機会をつくることは積極的に検討していきたいと考えております。

飛騨市の豊かな森や木に触れ、そのぬくもりや特性を学ぶことは、子供の情操教育のみならず、林業への理解など極めて広範な分野に資するものと考えております。既に林業振興課においては、古川小学校や宮川小学校で市内産広葉樹を用いたアサガオのプランター制作に取り組むなど、木育の実践が進んでいるところです。古川小学校が行うふるさと学習の一環として、かんなくずり体験を行ったり、市民カレッジなどでの端材を利用したウッドクラフト講座やかんなくずりアート講座が行われるなど、子供たちが木と触れ合い遊べる機会は様々な場において増えてきておりますので、引き続きそれぞれの部署で機会の創出に取り組んでまいります。

最後に4点目のリニューアルオープンと入館料についてお答えいたします。開館時期につきましては、1点目の答弁で申し上げましたとおり令和9年度に改修工事を実施する予定ですので、リニューアルオープンは令和9年度末から令和10年度初めを見込んでおります。入館料金につきましては、近隣の飛騨古川まつり会館の大人料金が700円であることを1つの指標としつつ、施設規模や展示内容のバランスを考慮しながら検討することとしております。当施設は文化施設とし

ての役割も併せ持っておりますことから、単なる収支の視点にとどまらず、市民や観光客をはじめ幅広い方々に繰り返し訪れていただけるよう、文化施設としての公共性と持続可能な運営を両立させた適正な料金を検討してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

令和9年度ということで分かりました。そうしますと、全体のリニューアル費用はまだ予算化されていないのではないと思うんですけど、匠文化館のリニューアル費用は大体どのくらいになるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

現在実施設計は終盤にかかっておりますけれども、策定中でございますので、そこで明らかになるかとは思いますが、はっきりしたところでまたお伝えしたいと思います。

○12番（野村勝憲）

基本的には外観も構うってことですか。内装を構うのか、全体を構うのか、その辺はどうなんでしょうかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

外観については、入口辺りは多少構いますけれども基本的にはそのまま利用しまして、中の展示を主体としたリニューアルになります。

○12番（野村勝憲）

ちょっと気になるのは、飛騨古川まつり会館のほうから見た場合、外側のことなんですけども、向こう側に円光寺の白黒の板壁と、それから瀬戸川沿いには白壁土蔵があって、匠文化館だけ白壁が上の部分しかないので、そうすると受けたイメージがまちなみ景観上半分くらい白壁にしたほうが調和が取れるし、バランスもよくなるし、見た目も町並み景観を気にしてつくっていらっしゃるんだなということがありますので、その辺の検討は加えられないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

外観についていろいろなお考えが様々な方におありになろうかと思っておりますけれども、費用も限られているところもありまして、まずは中身の展示に重きを置いたリニューアルとさせていただきたいと思っております。ただ、左右の建物をつなぐところに今は渡り廊下があると思うんですけども、あちらについては撤去をして、新たな入口を設ける形で考えております。

○12番（野村勝憲）

ぜひ市民も集う場所にしてもらって進めてもらいたいと思います。

それではちょっと時間もなくなってきたので3点目ですけども、増島児童公園リニューアルと周辺環境の整備について。昨年の10月11日、南部行政懇談会で3区の区長から市長への要望文書

を添えて、増島児童公園、そして増島グラウンド、堀田森の管理について要請がありました。この件は一昨年の区長からもあり、南部行政懇談会で私だけではなく、議員たちもたびたび目にしております。

私は昨年の12月議会閉会日の午後7時から第3区の総会に呼ばれ、その場で議会と市政報告を行ってくださいということだったので、この問題が気になっていたものですから、この3月議会で一般質問させていただきまして発表しました。そしたら、帰りに多くの区民の方から、早く改修してほしいの声をいただきましたので、そこで2点問います。

増島児童公園のリニューアルについて。古川町時代の公園だけに、木のベンチには苔が生えているんですね。ほとんど使用されてないと。また子供たちが遊ぶ遊具も古く錆が目立ち、これでは1区から7区に住む子供たちは昨年リニューアルオープンした高山市の原山市民公園に行ってしまうでしょう。人口減少著しい飛騨市で、子育て世帯が増えているのは3区と2区です。現在もこのエリアには新築中の家があり、子育てのよい環境づくりが求められており、その観点からも幅広い年代が楽しめる場所として増島児童公園全体のリニューアルが急がれます。

2つ目、増島橋から堀田森までの環境整備について。荒城川沿いの桜並木道は福全寺の大イチョウから堀田森の大イチョウを結び、林昌寺前から貴船神社までのイチョウとドウダンツツジの並木道にも続き、そして乗鞍・御岳が一望できるなど、さわやかな風、青い空、澄んだ空気が体験できるウォーキングやサイクリングコースでもあります。実際にいろいろ動いてらっしゃいます。しかし、古木となった桜の枝や桜木の根で凸凹した道も含め、十分な手入れが行き届かず景観や安全面にも課題があり、これらの環境整備も急がれると思います。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

増島児童公園リニューアルと周辺環境の整備について御質問いただきましたので、まず1点目の増島児童公園リニューアルについてお答えいたします。市が管理する都市公園は市内に37か所あり、市ではこれまでに坂巻公園や杉崎公園などの整備を行ってまいりました。しかし少子化の進行や子供の遊び方の変化により、公園を利用する子供の数が減少していることや、地域住民の高齢化や人手不足による地域での維持管理が難しくなっていることなど様々な課題があることから、今後はそれぞれの地域や多様な世代のニーズに即した公園への見直しが必要であると考えております。また、公園の整備には国の補助事業などの財源の活用が欠かせませんので、有利な補助事業を活用するための計画づくりを含め、地域ごとの公園の状況や皆様の御意見をお聞きしながら、来年度より公園の再編や機能の集約に向けた計画の策定など、段階的に取組を進めてまいります。

このような考えの中で、増島児童公園については隣接するグラウンドの利用が減少している状況も踏まえ、公園とグラウンドを総合的に整備する必要があると考えています。また、河川敷内にあるため遊具の設置が難しい千代の松原公園との役割分担を図ることなど、地域の特色を生かした公園整備を検討し、全体的な計画の中で、順次取組を進めてまいります。

次に、2点目の増島橋から堀田森までの環境整備についてお答えします。まず、荒城川沿いの

道路につきましては、一級河川荒城川の堤防管理道路として位置づけられており、管理者である古川土木事務所では定期的に堤防のパトロールを実施しています。近年では、令和2年に堤防の機能に支障があったことから、堤防舗装の補修が行われました。今後も支障が認められた場合は、補修を要望してまいります。桜並木につきましては、市ではこれまでも地域からの要望やパトロールを通じて通行や付近の住宅に支障がある場合には、必要に応じて枝打ちや伐採を行っています。なお、荒城川の桜につきましては、令和7年11月に地元である5区から古木の老朽化による倒木の危険性について相談がありました。その後、令和8年1月の5区総会において、荒城川の左岸側、増島橋から上流側の民家付近にある桜については、家屋への倒木の危険性を理由に長年咲き続けてきた桜を切るのは寂しいが、安全を優先して伐採してほしいとの要望がありました。これを受けて、県の認定を受けたグリーンドクターに調査していただいたところ、老朽化が著しく、倒木の危険性がある木が多いとの見解でしたので、今後はグリーンドクターの意見を踏まえて地元区とも相談しながら計画的な伐採を検討してまいります。

また、市道貴船線のイチョウ並木道につきましては、3区及び19区からの要望を受け、令和6年度に林昌寺から新貴船橋までにつきましては伐採を行いました。令和7年度には新貴船橋から県道古川国府線につきまして強剪定を実施し、樹木の維持管理に努めております。歩道に関しましても通行に支障のある箇所は、これまでも随時補修してまいりましたが、今後も危険箇所を発見した場合には速やかに対応いたします。

市としましては、今後も地元地域や関係機関との連携を図りながら、地域住民の生活と安全を最優先としつつ、良好な道路空間の確保と豊かな自然環境と調和した環境整備に努めてまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○12番（野村勝憲）

御存じだと思いますけども、あの周辺ですね、公園から歩いて2分から7分の間のところなんですけど、住環境についてちょっと説明しておきますと、例えば2分のところの貴船町のところ、ここには今9区画が分譲地として販売するという看板が出ています。それと4分くらいのところ、是重になるんですけども、ここも最近、田んぼを埋め立てていて、2区画が分譲されるということで、先ほども言いましたけども、3区は一番若い人たちが集まって来てるというような状況なんで、この辺は当然御存じだと思いますから、そういう環境にあるということを前提に増島児童公園のことを進めてもらいたいと思いますが、その辺のことはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

先ほど議員からもお話がありましたとおり、南部行政懇談会に出席させていただいた際にもそのようなお話も聞いております。私どももそういう状況を踏まえまして、先ほども申しましたとおり、従来大きな公園として整備してまいりました千代の松原公園につきましては遊具が設置できないというような状況もあることから、増島児童公園のほうに遊具を設置してほしいというような声も伺っておりますので、来年度以降ですね、そのような地域の御意見も参考にしながら、どういう公園にどういう機能を持たせていくのかということ、機能分担なども考えながら検討

を進めていくつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

○12番（野村勝憲）

もう1つですけども、実は是重の2番地かな、「ジャンボあらし」がありますね。道路を挟んで向こう側に10世帯ほど、ここ4～5年で家が新築されています。私はあそこをよく通るので分かるんですけども、5軒5軒が道路を挟んでありますよね。たしか8人ぐらい小さな子供がいるんですよ。あの子たちがですね、よく道路で遊んでるんですよ。一番危惧してるのは、そちらのほうの道路は、その人たちの自家用車が通るだけで、問題はジャンボあらしのところへ入る脇のところ、それから葬儀場がありますね。あの道路は車も通っています。私が気になったのは、そこへボールを投げ込んで取りに行く場合もあるわけですね。あそこから公園まで実際に歩いてみますと、6分くらいで行けるわけです。子供だったらもう少しかかりますけども、そういう環境があるということを念頭にぜひ進めてもらいたいのですが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

公園のお話とはまた別かと思えますけども、道路空間に対する危険性ということでございましたならば、道路側で対応できる面があれば検討してまいりたいと思えますけれども、まずは道路に飛び出さないような対応につきまして、各御家庭のほうでも十分注意をしていただいた上で、また必要があれば御相談いただければと思います。

○12番（野村勝憲）

もう1点だけですけども、私、最近ちょっと歩いていて若い奥さんから聞いたんですけども、子供を連れて杉崎の公園に行くんだという話をされました。しかし、実はあそこは駐車場が狭いんですね。杉崎公園へ行くといっぱいで、それで仕方なく原山の公園で遊ばせるということを知ったんですね。したがって、例えば高山市では若者が集まる有名な店ができましたよね。そういうところを踏まえて、例えば公園の駐車場確保というのはしっかりやっていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

杉崎公園につきましてはリニューアル以降、多くの方に御利用いただいておりますけども、駐車場が満車になるというような状況が常にということではないと思います。イベントに合わせてサッカー競技が行われてるときとか、そういうときはあるんだろうとっておりますけども、すぐに増設が必要とまでは考えておりませんが、状況を見てまいりたいとは思っています。

○12番（野村勝憲）

どっちにしても、それぞれの地域環境を捉えて進めていただきたいと思えます。以上で終わります。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時42分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（12番）

野村 勝憲

飛騨市議会議員（13番）

籠山 恵美子